

南富良野町
第8期高齢者保健福祉計画
介護保険事業計画
(令和3年度～令和5年度)



令和3（2021）年3月
南富良野町

町の概要

1 地理的状況

本町は、北海道のほぼ中央に位置し、空知川に沿って、北落合、落合、幾寅、東鹿越、金山、下金山の6つの集落で形成され、北は富良野市、東は新得町、南は占冠村、西は夕張市に隣接しています。

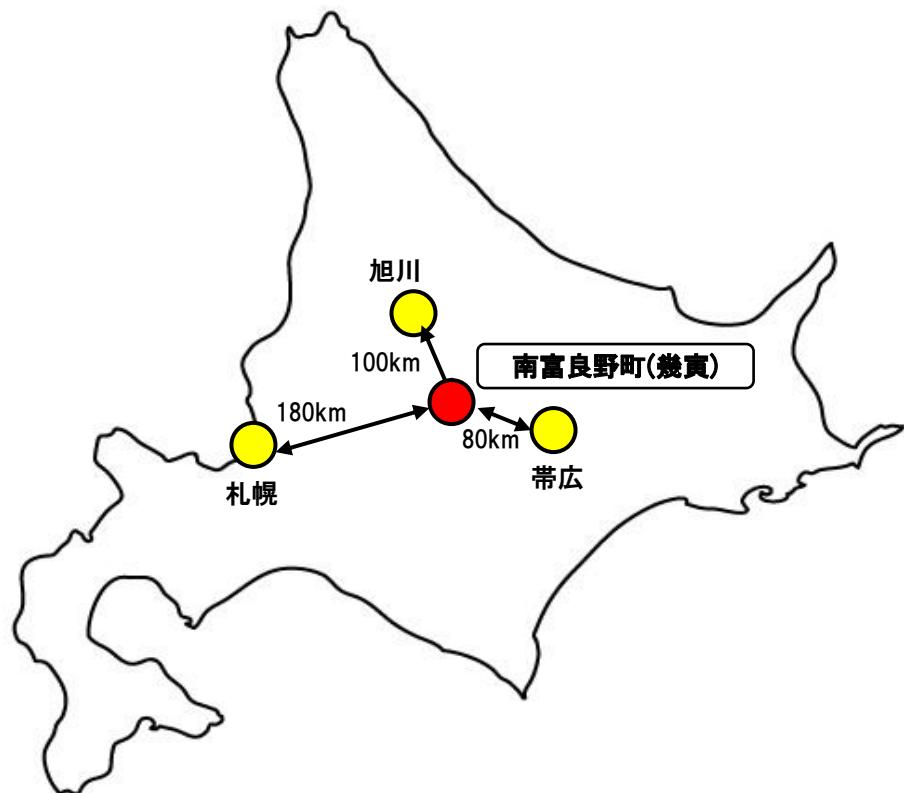
町の広さは、東西43.3km、南北45.9km、総面積665.52km²と広域で、そのほとんどが自然のままの豊かな森林が占めています。

山間の地形のため、昼夜の寒暖の差が大きく、夏冬の季節温度の差が50°Cを上回ることもあり、また、冬期間の積雪も多く北海道の中でも大変厳しい気象条件にあります。

交通網は、東西に国道38号線、南北に国道237号線の主要幹線があり、根室本線のJR線は幾寅駅から富良野市へ45分、旭川市へ2時間、札幌市へ3時間で結ばれています。

医療機関の利用については、人工透析や重度の疾病等には、都市部の総合病院を利用しなければならないことから、移送サービス（福祉有償輸送）や運転代行サービスなどの移動支援が地域で暮らす虚弱高齢者や要介護等高齢者の地域生活を支える重要な役割を果たしています。

【南富良野町と主要都市】



2 保健・医療・福祉施設の概要

〈令和2年11月末現在〉

● 町内医療施設

名 称	所在地	設 置	運 営	概 要
<診療所>				
幾寅診療所	幾寅	平成10年2月	南富良野町	医師1名(内科)
金山診療所	金山	昭和61年11月		
落合診療所	落合	昭和46年11月		
けん三のことば館クリニック	幾寅	平成16年11月	個 人	医師1名(内科)
<歯科診療所>				
歯科診療所	幾寅	平成22年4月	南富良野町	歯科医師1名

● 町内高齢者福祉施設

名 称	所在地	設 置	運 営	概 要
<居宅系サービス>				
地域包括支援センター	幾寅	平成18年4月	社会福祉協議会	平成21年度から委託
ホームヘルパーステーション	〃	平成10年4月	〃	
生きがいデイ「ゆうゆう」	〃	平成13年11月	〃	
〃 「かなっぷ」	金山	平成20年4月	〃	特養「ふくしあ」内で実施
デイサービス「ゆうゆう」	幾寅	平成8年3月	〃	平成29年度から総合事業の介護予防・生活支援サービス事業も実施
〃 「かなっぷ」	金山	平成20年4月	〃	〃
訪問看護ステーション	幾寅	平成10年4月	在宅ケア事業団	
高齢者生活福祉センター「くるみ園」	幾寅	平成14年12月	社会福祉協議会	単身用6室・夫婦用2室 計10名
高齢者生活福祉センター「和楽園」	金山	平成27年4月	南富良野町	単身用6室・夫婦用2室 計10名
高齢者向け公営住宅(A棟)	幾寅	平成14年4月	〃	高齢者12戸・一般4戸
〃 (B棟)	〃	平成16年4月	〃	〃
〃 (C棟)	〃	平成17年4月	〃	〃
<施設系サービス>				
特別養護老人ホーム「一味園」	幾寅	昭和53年12月	南富良野大乗会	(多床室)50床・ショート8床
〃 「ふくしあ」	幾寅	平成20年5月	南富良野大乗会	(ユニット型個室)50室・ショート空床

目 次

第1章 計画の概要	
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	2
(1) 法令等の根拠	2
(2) 高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の関係について	2
(3) 他計画との関係	3
3 計画の期間	4
4 国の基本指針	4
5 計画の策定体制	5
(1) アンケート調査の実施	5
(2) 計画作成委員会の実施	5
第2章 南富良野町の現状と将来推計	
1 人口の状況	6
(1) 人口の推移	6
(2) 地区別人口	7
2 高齢者世帯の状況	7
3 高齢者等の将来推計	8
(1) 総人口と高齢者数	8
第3章 高齢者の取り巻く現状	
1 高齢者の受診状況	9
(1) 健康診査	9
(2) がん検診	10
(3) 健康づくり教室等の状況	11
(4) 要介護（要支援）認定者の有病状況	11
2 地域支援事業	12
(1) 二次予防事業対象者把握事業	12
(2) 介護予防・日常生活支援総合事業	12
(3) 一般介護予防事業	12
(4) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	14
(5) 包括的支援事業（任意事業）	15
(6) 包括的支援事業（社会保障充実分）	16
(7) 軽度認知症早期対応システムの活用	18
3 高齢者福祉事業等の現状	19
(1) 在宅福祉サービス	20
(2) その他福祉事業等	22

第4章 介護保険事業の実施状況

1 被保険者数の推移	23
2 要支援・要介護認定者数と認定率の推移	23
(1) 認定者数の推移	23
(2) 認定率の推移	24
3 介護保険サービスの給付状況	25
(1) 介護費用額の推移	25
(2) 受給者1人当たりの費用額（月額）	25
4 介護保険サービスの利用状況	26
(1) 居宅介護サービスの利用状況	26
(2) 地域密着型サービスの利用状況	30
(3) 施設サービスの利用状況	31

第5章 基本構想

1 基本理念	32
2 基本目標	32
3 基本目標に基づく施策	33
基本目標1：いきいきと暮らすために （高齢者の生活基盤の充実と活動支援）	33
基本目標2：安心して暮らすために （地域特性に応じた地域包括ケアシステムの推進）	34
基本目標3：介護保険事業の安定的な運営のために	35
基本目標4：質の高いサービス提供体制の確保	35
4 日常生活圏域の設定	36

第6章 基本計画

1 健康づくりと介護予防の推進	37
(1) 健康づくりの推進	37
(2) フレイル予防の推進	38
《高齢者の健康づくりと介護予防》	39
2 高齢者福祉の充実	40
(1) 高齢者の社会活動と参加促進	40
(2) 就労・ボランティア活動等の支援	40
(3) 権利擁護の推進	41
3 安心して暮らせるための支援	42
(1) 地域包括支援センターの機能強化	42
(2) 介護予防・生活支援サービス事業の充実	43
(3) 認知症施策の推進	44
(4) 在宅医療・介護連携	45
(5) 高齢者の見守り・安心生活の支援	46
(6) 安心できる住まいの確保	46

4 介護給付適正化の推進	47
(1) 介護給付等適正化事業	47
(2) サービス事業所等の指導・監督	48
(3) 災害や感染症対策に係る体制の整備	48
5 質の高いサービス提供等	50
(1) 生きがいディサービス等の介護職員に対する療法士による技術的指導	50
(2) 人材の確保	50
(3) 介護現場における業務の効率化	50
6 自立支援・介護予防・重度化防止の推進	51
(1) 自立支援・重度化防止に向けた目標設定	51
7 介護保険サービス量の見込み	52
(1) 在宅介護（予防）サービス量の見込み	52
(2) 地域密着型サービス量の見込み	56
(3) 介護施設サービス量の見込み	57
(4) 地域支援事業の見込み	58
(5) 保険給付費の見込額	59
8 介護保険料の算出	60
(1) 保険給付費の負担割合	60
(2) 地域支援事業費の負担割合	60
(3) 保険給付費等の見込額	61
(4) 介護保険料基準額（月額）の算定方法	61
(5) 第1号被保険者介護保険料所得段階	62
(6) 低所得者に対する支援策	62
第7章 計画の推進に向けて	
1 計画の推進	63
2 計画の進捗管理	63
計画作成委員会	
1 南富良野町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会	64
2 作成委員会の検討経過	64
3 南富良野町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会設置要綱	65

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

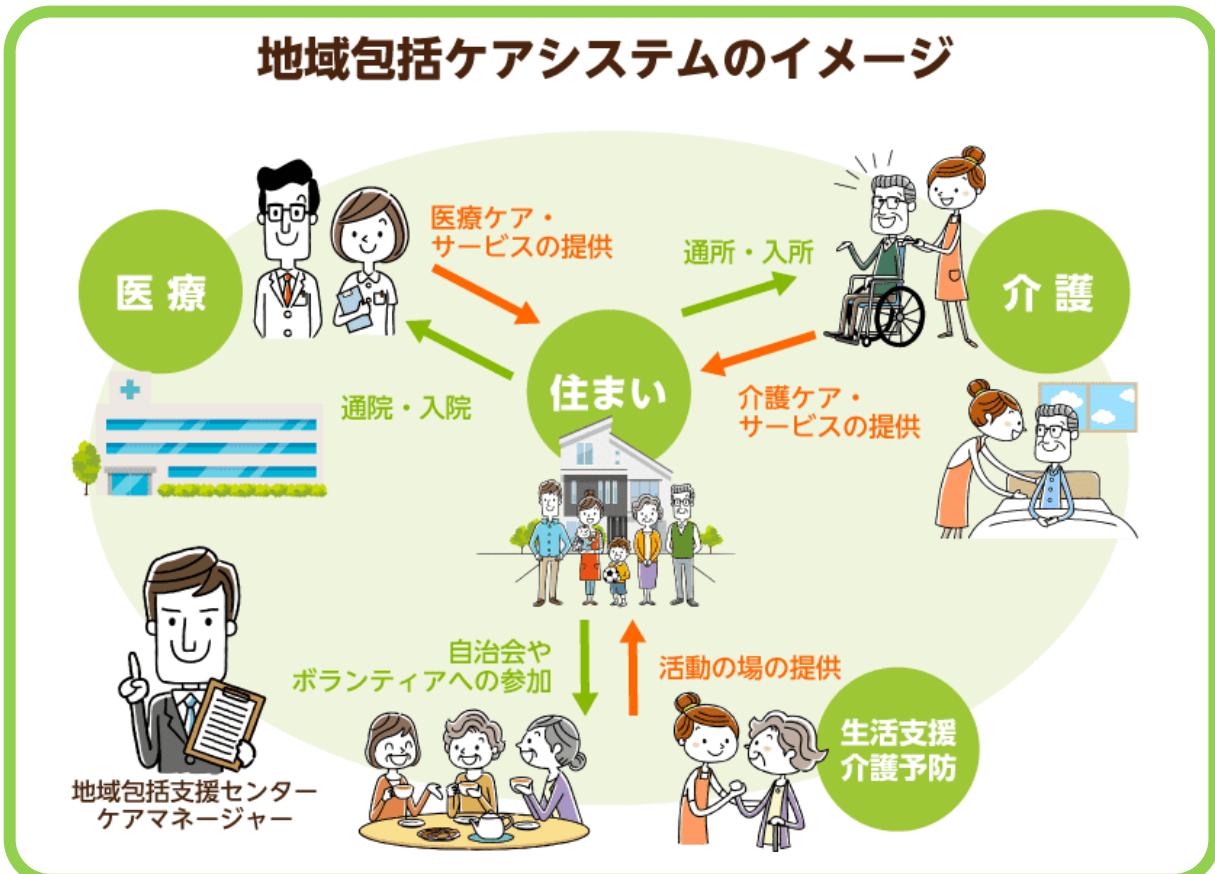
我が国では、超高齢社会が急速に進行しており、内閣府の「令和元年版高齢社会白書」によると「団塊の世代」が後期高齢者（75歳以上）となる令和7（2025）年の高齢者人口は3,677万人に達し、令和24（2042）年に3,935万人でピークを迎えることが見込まれるほか、平均寿命は年々上昇傾向にあることから、「人生100年時代」の到来に向けた検討が国全体で進められています。

南富良野町においても、令和2年11月末現在で高齢化率は32.1%となっており、町民の約3人に1人が高齢者となっています。全国的な動向と同様に支援を必要とする高齢者が増加する傾向にあるため、「地域包括ケアシステム※下記イメージ参照」をより深化・推進させ、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるまちづくりを実現する必要があります。

本町においては、平成30年3月に「住み慣れた南富良野町でみんなが支え合い、いきいきと安心して暮らすことができる地域包括ケアの推進」を基本理念とする「第7期南富良野町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、高齢になっても住みやすいまちづくりに向けた様々な取り組みを進めてきました。

今回策定する「第8期南富良野町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は第6期計画から続く「地域包括ケアシステム」を深化及び推進するため、現在の課題や特性を把握しながら、住み慣れた地域で助け合い、自分らしく生きていくことのできる社会の実現を目的として策定します。

地域包括ケアシステムのイメージ



2 計画の位置づけ

(1) 法令等の根拠

本計画は、老人福祉法（第20条の8）の規定に基づく「高齢者福祉計画」及び介護保険法（第117条）の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

老人福祉法に基づき、確保すべき老人福祉事業の量の目標、量の確保の方策、事業の供給体制に関し必要な事項を定める市町村老人福祉計画、介護保険法に基づく介護給付等対象サービスの量の見込み確保を定める市町村介護保険事業計画、これら2つの計画は、密接な関係をもった計画であり、調和が保たれたものでなければならぬため、本町では2つの計画を一体化して策定します。

=根拠法令(抜粋)=

老人福祉法第20条の8第1項

市町村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。

介護保険法第117条第1項

市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

(2) 高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の関係について

高齢者保健福祉計画は、介護保険サービスの提供の他、介護保険の対象とならない生活支援サービス等の提供も含めて、すべての高齢者に対して、心身の健康の保持及び日常生活を維持するために必要な措置が講じられるよう、高齢者保健福祉サービス全般にわたる方策を定めるものです。

一方、介護保険事業計画は、介護サービスの見込み量や制度の円滑な運営に資する方策等を定めるものであり、その内容は老人福祉計画に包含されていることから、両計画を一體として策定するものです。

高齢者保健福祉計画

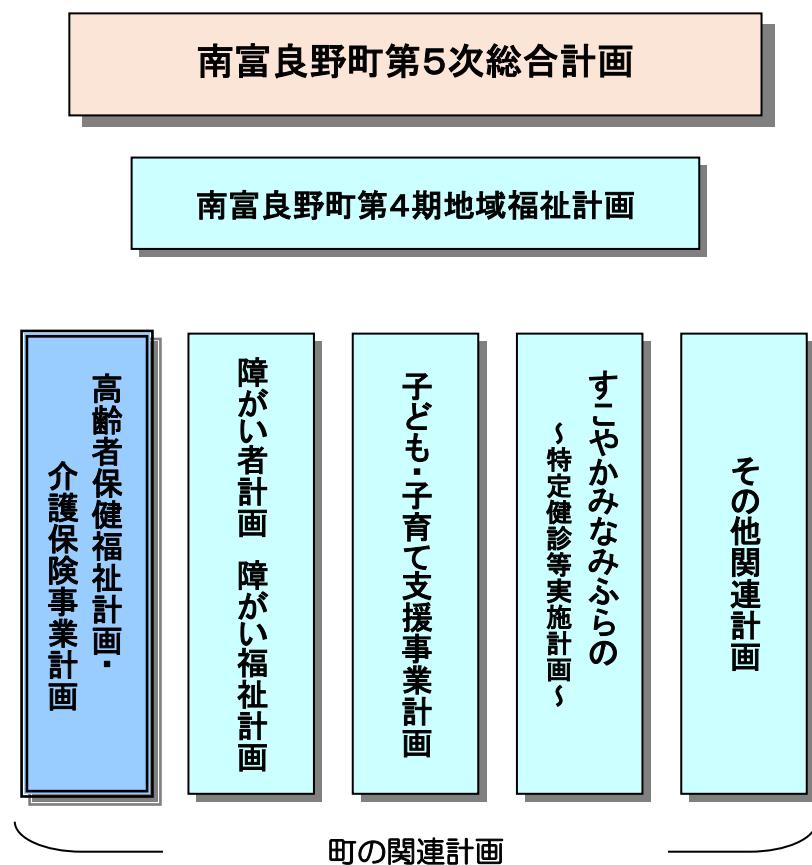
すべての高齢者を対象とした、保健福祉事業に関する総合計画

介護保険事業計画

要介護（要支援）高齢者、要介護（要支援）となるリスクの高い高齢者を対象とした
介護（予防）サービス、地域支援事業の基盤整備に関する実施計画

(3) 他計画との関係

本計画は、本町の総合的なまちづくりの指針である総合計画のうち、介護保険事業を含む高齢者福祉分野について、より具体的な取り組みの方向性を定める行政計画です。策定にあたっては、南富良野町第5次総合計画（平成25年度から令和4年度）と南富良野町第4期地域福祉計画（令和3年度から令和7年度）を上位計画とし、本町の関連計画、及び国・道の計画と整合性を図りながら、高齢者福祉事業及び介護保険事業を核とした取り組みについて定めています。



3 計画の期間

本計画は、令和3（2021）年度を初年度とし、令和5（2023）年度を目標とする3年が1期となる計画です。

また、計画の策定にあたっては、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年に向けて、さらにはその先の令和22（2040）年を見据え、中長期的な視点から施策の展開を図ります。

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
第6期 高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画			令和7(2025)年、令和22(2040)年を見据えた中長期的見通し								
	見直し	第7期 高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画									
			見直し	第8期 高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画			令和7年(2025年) 団塊世代が後期高齢者 (75歳)になる				
			見直し					見直し	第9期 高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画		

4 国の基本指針

「介護保険制度の見直し」を受けて、国は基本指針（案）において第8期計画では以下の7つの項目について記載内容を充実するよう示しています。

第8期計画において記載を充実する事項（案）

1. 令和7（2025）年・令和22（2040）年を見据えたサービス基盤、人材基盤の整備
2. 地域共生社会の実現
3. 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
4. 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
5. 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進
6. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
7. 災害や感染症対策に係る体制整備

5 計画の策定体制

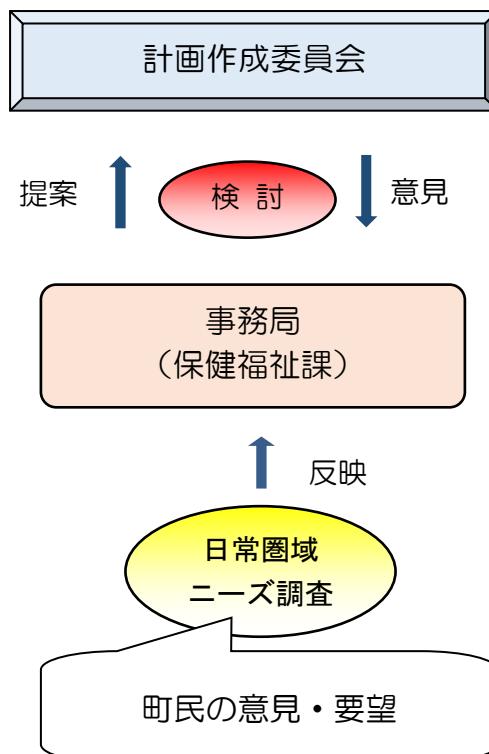
(1) アンケート調査の実施

今後の介護保険事業、高齢者保健福祉施策を推進していくために、町内にお住まいの高齢者や家族介護者に対して、日頃の健康や活動の状況、保健福祉サービスの利用状況、介護ニーズ等を調査し、計画策定の基礎資料としました。

調査種類	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
対象者	要介護認定を受けていない 65 歳以上の方	要介護認定を受けている方（施設入所者及び医療機関等へ入院されている人を除く）
実施期間	令和 2 年 6 月	令和 2 年 6 月
実施方法	郵送による配布、回収	郵送による配布、回収
回収状況	配 布 数：580 件 有効回収数：345 件 有効回答率：59.5%	配 布 数：70 件 有効回収数：52 件 有効回答率：74.3%

(2) 計画作成委員会の実施

本計画の作成については、保健・医療・福祉に係る者、介護保険事業者、関係団体、介護保険被保険者など、幅広い関係者の参加により意見を聞き、地域の特性に応じた事業が展開できるよう、計画作成委員会を設置して検討を重ねました。



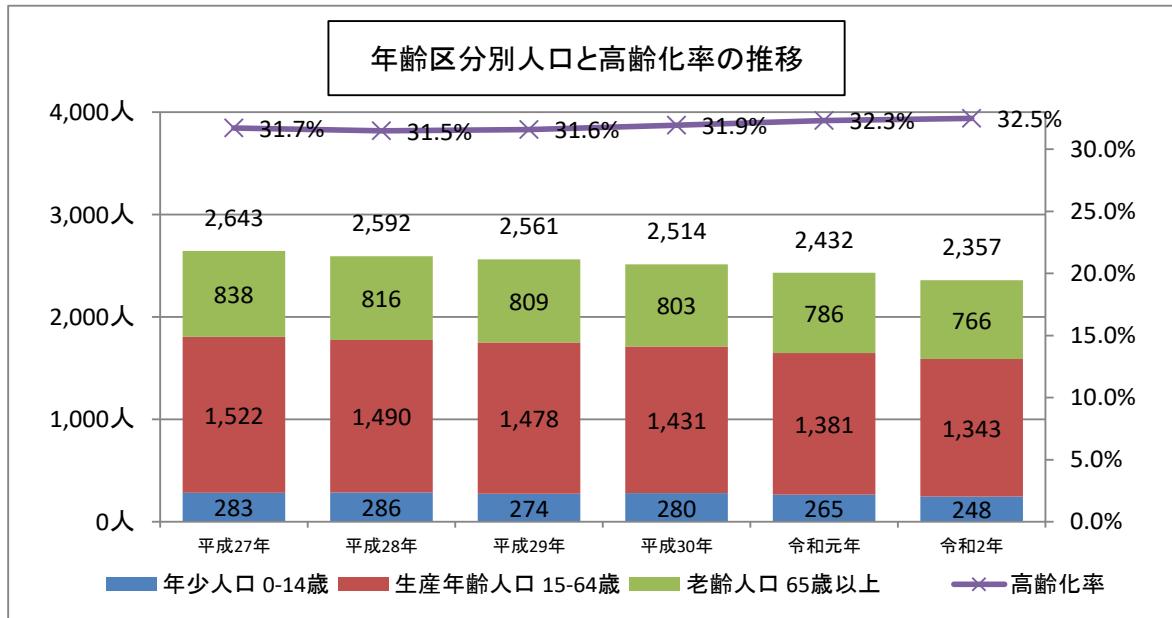
第2章 南富良野町の現状と将来推計

1 人口の状況

(1) 人口の推移

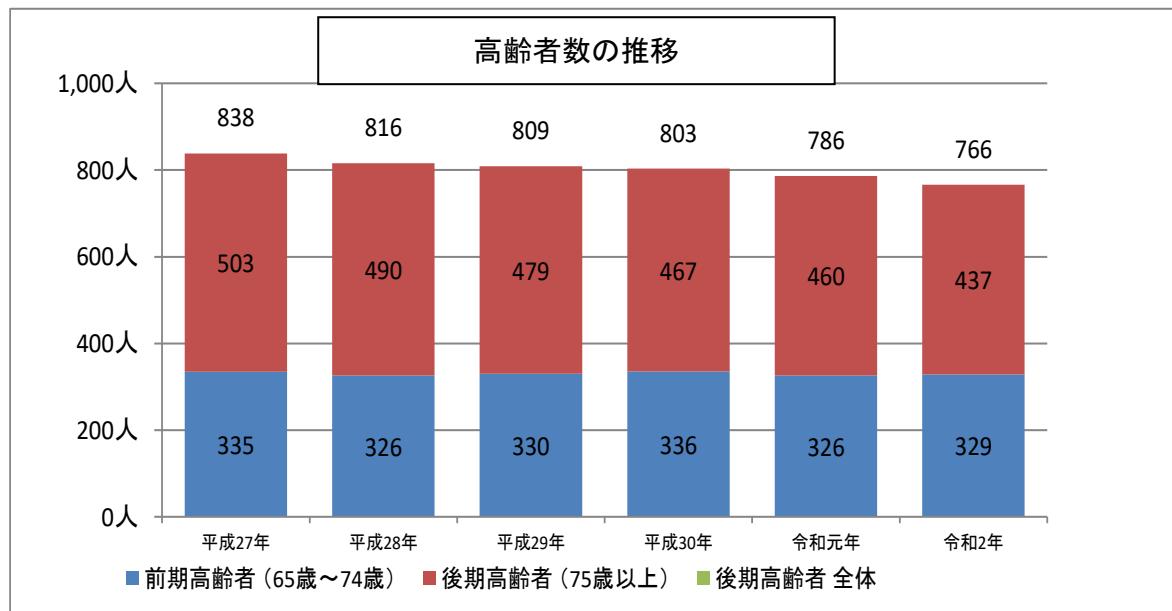
本町の令和2年の総人口は2,384人、高齢者人口は767人となっています。

総人口は平成27年から毎年減少しており、高齢者人口も、毎年減少していますが、高齢化率は平成27年の31.7%から令和2年の32.2%と横ばいで推移しています。



資料：住民基本台帳 令和3年3月末現在

高齢者人口の内訳では、前期高齢者（65歳～74歳）が平成27年の335人から令和2年の330人と、横ばいで推移しています。後期高齢者（75歳以上）は、平成27年の503人から令和2年の437人と、毎年減少しています。



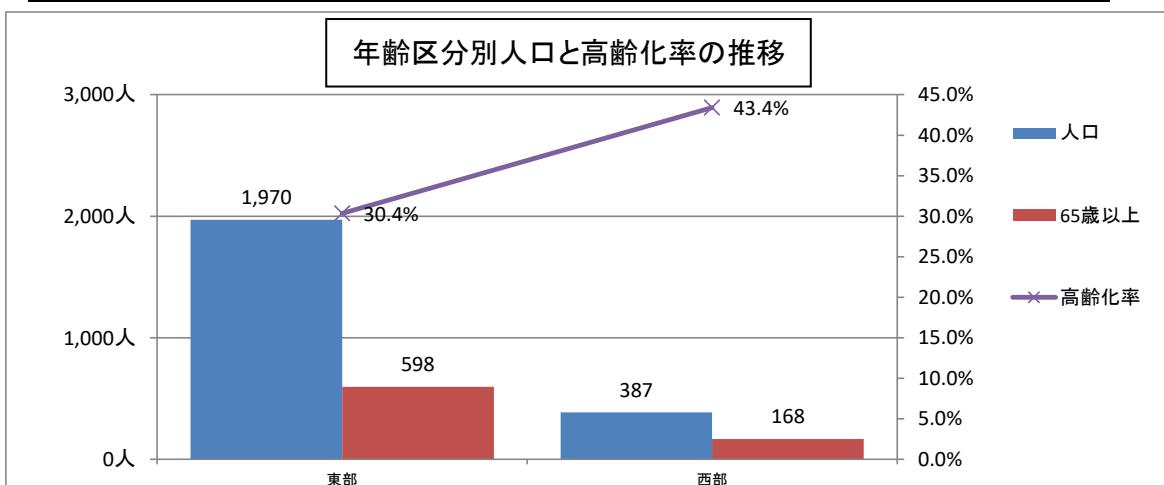
資料：住民基本台帳 令和3年3月末現在

(2) 地区別人口

本町ではかなやま湖を境に、北落合・落合・幾寅・東鹿越を東部生活圏域、金山・下金山を西部生活圏域として生活圏が2つに分かれています。

生活圏域毎に東部地区は落合の高齢化率が32.4%と高くなっています。西部生活圏は全体で高齢化率が4割を超え、特に金山の高齢化率は51.2%と2人に1人以上が高齢者となっています。

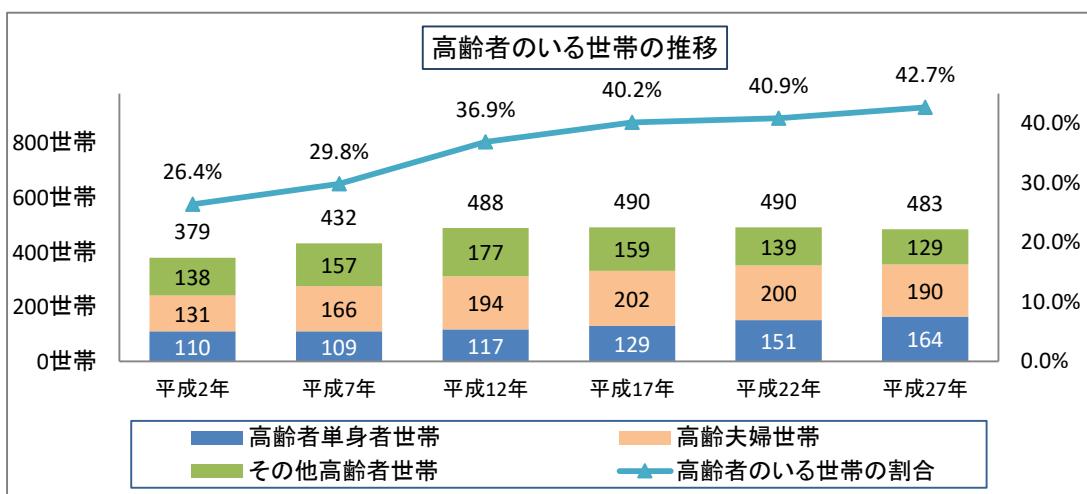
	東部				西部	
	北落合	落合	幾寅	東鹿越	金山	下金山
人口	99	145	1,714	12	201	186
65歳以上	23	47	524	4	105	63
高齢化率	23.2%	32.4%	30.6%	33.3%	52.2%	33.9%



資料:住民基本台帳 令和3年3月末現在

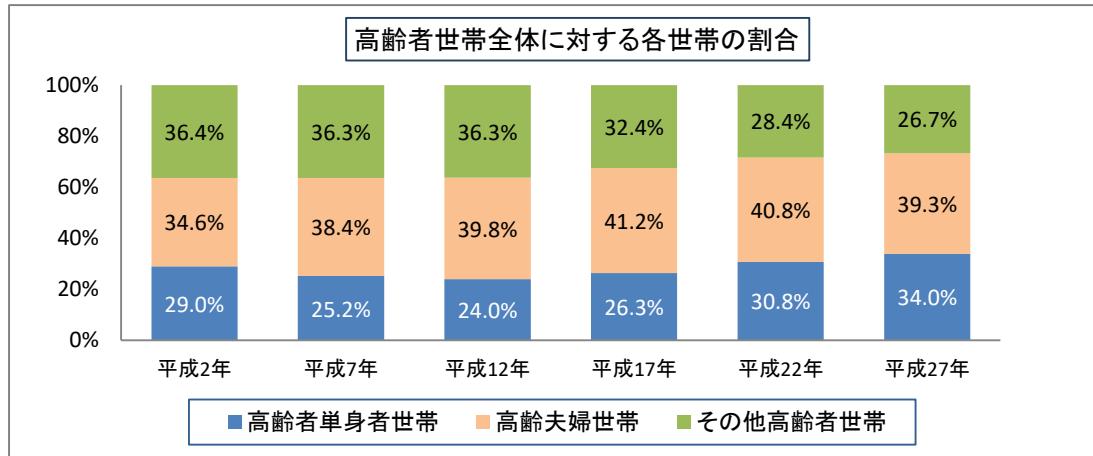
2 高齢者世帯の状況

高齢者のいる世帯数は平成12年まで増加を続け、その後、ほぼ横ばいで推移しており、平成27年では483世帯となっています。一般世帯に占める高齢者のいる世帯の割合は増加傾向で推移しており、平成27年には42.7%となっています。



資料:国勢調査

高齢者世帯全体に対する各世帯の割合をみると、平成17年以降、高齢者単身世帯は増加傾向で推移しているのに対し、高齢者夫婦世帯及びその他高齢者世帯は減少傾向で推移しています。



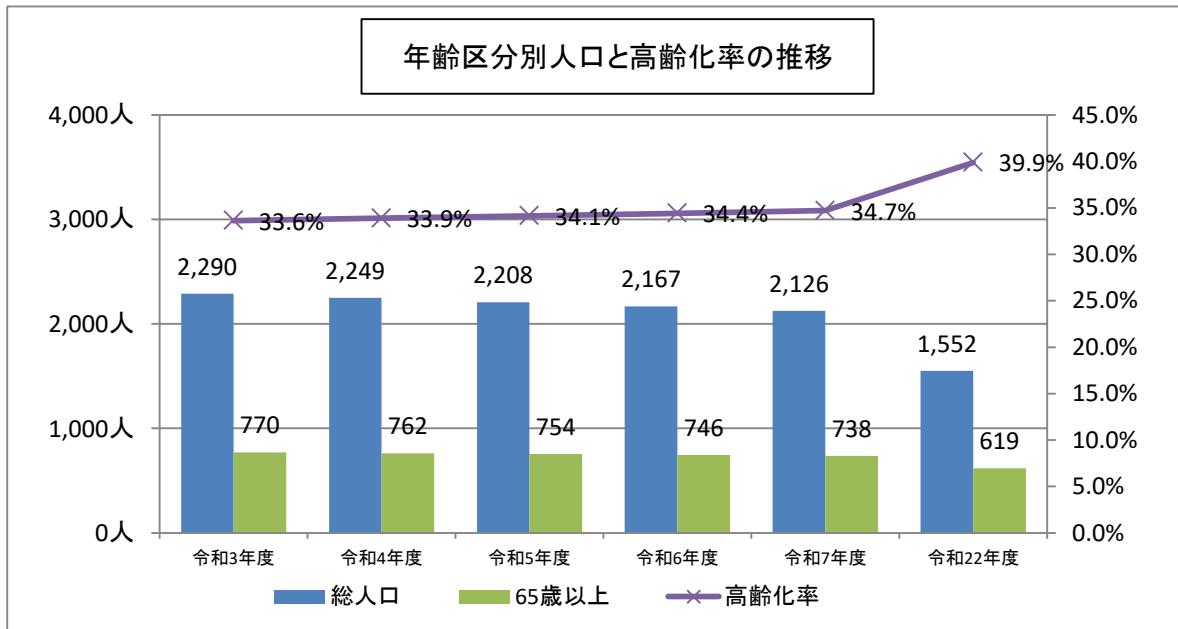
資料：国勢調査

3 高齢者等の将来推計

(1) 総人口と高齢者数

令和2年11月末現在、南富良野町の人口は2,390人で、うち65歳以上の人口高齢者数は768人と高齢化率は32.1%となっています。

今後の推計においては、人口は減少し高齢化率は上昇を続け、令和22年度には高齢化率が約40%まで到達することが見込まれます。



【国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」より作成】

第3章 高齢者を取り巻く現状

1 高齢者の受診状況

(1) 健康診査

特定健診は70%を目標に受診率向上に取り組み、目標達成に近づいてきましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により受診率が低下しました。

後期高齢者健診は20%前後となっています。高齢者においては、治療中で通院しているため受診に影響していると思われます。

受診結果では、特定保健指導実施率が高く一次予防の対象者は減っている一方で、三次予防対象、生活習慣病重症化予防対象者の割合が高くなっています。

のことから、重症化予防の取り組みが必要な状況となっています。

受診者数と受診率

	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率
特定健診	376	251	66.8%	347	234	67.4%	343	206	60.1%
40歳～64歳	165	100	60.6%	155	103	66.5%	145	79	54.5%
65歳～74歳	211	151	71.6%	192	131	68.2%	198	127	64.1%
後期高齢者健診	468	114	24.4%	405	96	23.7%	392	77	19.6%

特定健診結果（該当率）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一次予防(発症予防)	5.30%	6.10%	3.30%
二次予防(早期発見・治療)	25.60%	31.80%	24.40%
三次予防(再発・悪化予防)	69.10%	62.00%	72.30%

特定保健等の指導実施率

	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率
特定健診	376	251	66.8%	347	234	67.4%	343	206	60.1%
40歳～64歳	165	100	60.6%	155	103	66.5%	145	79	54.5%
65歳～74歳	211	151	71.6%	192	131	68.2%	198	127	64.1%
後期高齢者健診	468	114	24.4%	405	96	23.7%	392	77	19.6%

(2) がん検診

胃がん・大腸がん・肺がん・前立腺がん検診では、65歳以上の方の受診率は高くなっていますが、子宮がん・乳がん検診では低くなっています。

精密検査の結果をみると、前立腺・胃においてがんが発見されており、主治医に確認をしながら対応していくことが必要です。

受診者数と受診率

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	受診数	受診率	受診数	受診率	受診数	受診率
胃がん	294	15.3%	248	13.1%	217	14.2%
65歳以上	131	15.4%	110	13.1%	107	14.1%
大腸がん	338	20.2%	316	19.0%	242	16.6%
65歳以上	210	24.6%	194	23.1%	149	19.6%
肺がん	357	21.1%	328	19.7%	249	17.1%
65歳以上	225	26.4%	206	24.5%	158	20.8%
子宮がん	139	12.8%	119	11.0%	128	13.2%
65歳以上	37	7.6%	43	9.8%	34	7.8%
乳がん	138	16.1%	134	16.0%	115	14.8%
65歳以上	51	10.6%	58	13.7%	39	8.9%
前立腺がん	80	12.7%	67	10.7%	61	10.5%
65歳以上	56	15.3%	47	12.9%	46	14.1%

がん精密検査の結果

	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	該当数	該当率	がん	該当数	該当率	がん	該当数	該当率	がん
胃がん	24	8.6%	0	23	9.7%	0	22	10.1%	1
65歳以上	14	10.7%	0	12	10.7%	0	12	11.2%	1
大腸がん	25	7.4%	0	21	6.6%	0	28	11.6%	0
65歳以上	21	10.0%	0	12	6.2%	0	22	14.8%	0
肺がん	17	4.8%	0	13	4.0%	0	16	6.4%	0
65歳以上	13	5.8%	0	9	4.4%	0	14	8.9%	0
子宮がん	6	4.3%	0	36	30.3%	0	4	3.1%	0
65歳以上	0	0.0%	0	2	4.7%	0	0	0.0%	0
乳がん	13	9.4%	0	8	6.1%	0	17	14.8%	0
65歳以上	1	2.0%	0	4	6.9%	0	6	15.4%	0
前立腺がん	3	3.8%	0	7	10.3%	2	5	8.2%	0
65歳以上	3	5.4%	0	7	14.9%	2	5	10.9%	0

(3) 健康づくり教室等の状況

高齢者が集まる機会に日常の健康管理、機能低下の予防などを主体に、健康づくり教室として実施しています。加入者数などの減少から実施数もやや少くなる傾向にありますが、機会あるごとに予防的な関わりを進めていくことが必要です。

		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		回数	実施数	回数	実施数	回数	実施数
老人クラブ	健康相談	9	107	7	78	8	67
	健康教育	9		1		8	
サロン	健康相談	4	45	3	33	2	22
	健康教育	1		0		2	
千里大学	健康相談	1	28	—	—	—	—
	健康教育	1		—		—	

(4) 要介護（要支援）認定者の有病状況

要介護（要支援）認定者の有病状況をみると、「心臓病」(60. 3%) が最も高く、次いで「高血圧症」(56. 9%)、「筋・骨格」(47. 2%) となっています。

国の割合と比較すると、「アルツハイマー病」が5. 4ポイント、「高血圧症」が5. 2ポイント高くなっています。また、「脂質異常症」が9. 9ポイント、「筋・骨格」が4. 4ポイント低くなっています。

要介護（要支援）認定者の有病状況

	南富良野町	北海道	国
糖尿病	23. 7%	25. 0%	23. 0%
高血圧症	56. 9%	51. 3%	51. 7%
脂質異常症	20. 2%	31. 0%	30. 1%
心臓病	60. 3%	57. 0%	58. 7%
脳疾患	23. 8%	22. 8%	24. 0%
がん	11. 0%	12. 2%	11. 0%
筋・骨格	47. 2%	51. 1%	51. 6%
精神	39. 0%	36. 8%	36. 4%
認知症	25. 9%	22. 7%	23. 6%
アルツハイマー病	23. 9%	17. 4%	18. 5%

資料：KDB 「地域の全体像の把握（令和元年度）」

2 地域支援事業

(1) 二次予防事業対象者把握事業

介護予防効果を着実に高めるため、二次予防対象者を的確に把握することが重要であり、「基本チェックリスト」を基に、生活機能に関する状態の把握、健康診査、訪問活動、主治医等と連携して、対象者の把握に努めました。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
新規該当	9 人	13 人	6 人	6 人
喪失(介護認定)	3 人	6 人	2 人	6 人
次年度継続	6 人	13 人	17 人	17 人

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業の利用人数及び事業費

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
第1号訪問事業 (訪問介護相当サービス)	実人数	12	13	12
	事業費(千円)	2,052	2,948	2,490
第1号通知事業 (通所介護相当サービス)	実人数	18	20	16
	事業費(千円)	4,913	6,037	4,914

(3) 一般介護予防事業

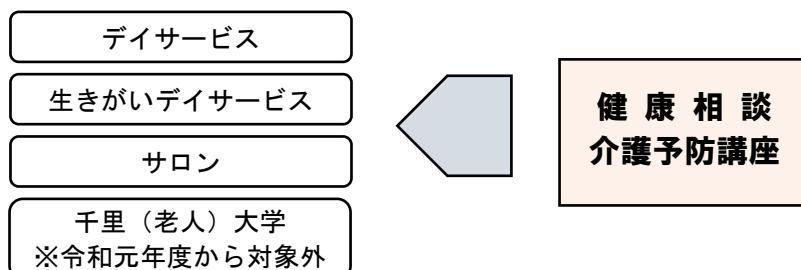
①介護予防普及啓発事業

健康づくりや介護予防は、本人自らが意識を持って自発的に行わなければ、効果が期待できないため、予防意識の高揚に努めました。

介護予防に関わる人材養成や住民自らが積極的に活動するため、地域活動組織の育成支援の取り組みとして、町内各所で行われている生きがい活動や集会などに出向いて、定期的に健康相談や介護予防講座を実施しました。

また、デイサービスや生きがいデイサービスに療法士を招き、リハビリテーションを活用した運動機能等の改善教室を行っています。

更に、生きがいデイサービス事業の強化のため、療法士を招いて介護従事者への指導を行っています。



・生きがいディサービス事業

一般高齢者や二次予防事業対象者の生きがいと社会参加を促進し、社会的孤独感の解消と自立生活の助長及び要介護状態になることを予防するため、生活圏域ごとに一ヵ所開設しています。

自宅から送迎して、レクリエーションを通じての健康づくりや交流、昼食の提供、入浴など心身ともに元気を維持するための事業として、大きな効果を上げています。

生活圏域	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
東部(幾寅)	100 回	1,451 人	101 回	1,553 人	93 回	1,492 人
西部(金山)	49 回	379 人	49 回	386 人	46 回	303 人

②地域リハビリテーション活動支援事業

- 専門的知見を有する理学・作業療法士によるリハビリテーション

「富良野協会病院」及び「老人保健施設ふらの」と療法士派遣の契約を結び、通所サービス事業所や住民主体の通いの場へ派遣し、日常生活動作の個別評価や機能改善運動等の指導を行い、介護予防への意識を高めることができました。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
療法士の派遣	2 回	10 回	11 回

・いきいき脳の健康教室

簡単な「読み書き・計算」の学習による脳のトレーニングを行い、健康的な身体を維持し、認知症の予防を推進するとともに、学びを通じて交流を図り、高齢者がいつまでも住み慣れた場所で自分らしく生活できる地域づくりをめざして実施しました。

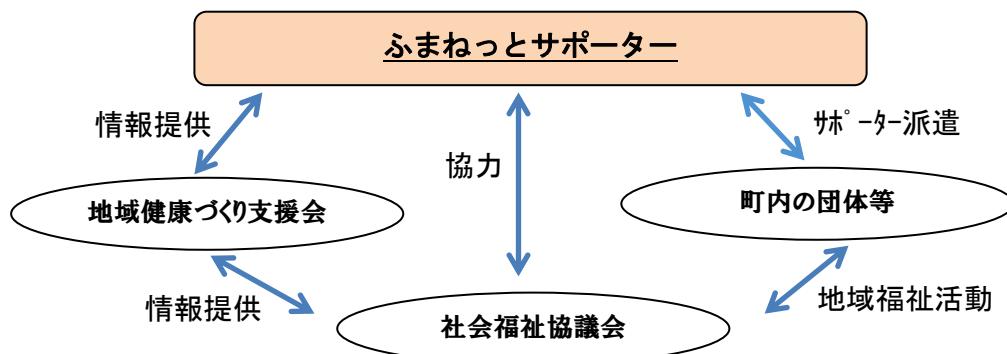
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
いきいき脳の健康教室 (公文学習療法)	回 数	26 回	25 回	25 回
	受講者	12 人	13 人	13 人

③地域介護予防活動支援事業

・ふまねっと教室

ふまねっと運動を通して、住民自身が地域活動の担い手として社会参加できる機会をつくり、地域活動や介護予防のツールとして町内に普及を目的に実施しました。

また、サポーターを養成して、相互の交流と情報交換を図るとともに、ふまねっと運動の技術向上を図りました。



・「ふれあい・いきいきサロン活動」

町内会など小地域を基盤に住民が主体となり、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ちながら社会参加が図られるよう、生活支援コーディネーターを配置し、サロン事業の普及、促進を図り、自主的な福祉活動の助長と共に支えあう福祉コミュニティづくりを推進しました。

サロンの活動量は地区及び町内会により格差は生じていますが、活動の継続による住民への認知度は高く、サロン運営の支援者として地域住民が積極的に関わり合い、参加する人のボランティア意識の高揚、参加する高齢者の閉じこもり防止等、よりどころでの交流により、生きがいづくりに多大な効果がありました。

地区	サロン名称	支援者	活動回数	年間	
				開催回数	参加人数
北落合	ふれあい交流会「北落合」	8	不定期	4	138
落 合	郵遊サロン	11	月1回	24	290
幾 寅	ふれあい・いきいきサロン「朝日」	8	月2回	21	313
〃	ふれあいサロン「いこい」(東町)	17	月1回	11	226
〃	ふれあいサロン「ぎふ」	16	月2回	22	272
〃	いきいきサロン「西町」	12	不定期	4	93
〃	ふれあいサロン「あさの」	—	不定期	活動休止中	
〃	お元気かい仲町	10	月1回	11	157
金 山	にこにこサロン「金山」	5	月1回	10	110
下金山	ふれあいサロン「下金山」	11	不定期	33	340

※令和元年度実績

(4) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

①総合相談支援事業

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続するため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス関係機関及び制度の利用につなげるよう支援しました。

また、高齢者や家族からの支援に対し、相談内容や緊急度によって多職種間で連携を取り、様々な相談に対応できるよう取り組みました。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
電話	267件	215件	250件
訪問	1,647件	1,651件	1,766件
来所	22件	24件	32件
その他	31件	30件	36件
合計	1,967件	1,920件	2,084件

・ワンストップ相談支援事業

高齢者、障がい者等を区別せず、住民の暮らしを守り、高める考え方に基づき、包括的な相談支援の体制を充実し、多種多様な相談に対応するため研修会に参加しました。

また、出張ワンストップ相談会としてサロンの場を活用した相談支援体制を推進しました。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
分野を問わない基礎的な知識獲得のための職員研修	28 回	22 回	20 回
出張ワンストップ相談会の開催	7 回	9 回	1 回

②権利擁護事業

地域住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある住民に対し、地域包括支援センターと生活サポートセンター（町社会福祉協議会）が連携を図り、成年後見人制度の活用促進、あんしんサポート事業による生活支援、施設措置の支援・虐待への対応、消費者被害の防止に努めました。

③健康教育・認知症予防教室（南ぶ・はづらつ俱楽部）

身体能力の現状維持や、よりいっそう元気な自分でいるための運動教室を幾寅地区、金山地区、下金山地区の3地区で開催しました。

地 区	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
幾 寅	24 回	230 人	24 回	195 人	18 回	87 人
金 山	24 回	204 人	24 回	191 人	20 回	117 人
下金山	22 回	143 人	22 回	46 人	11 回	35 人
計	70 回	577 人	70 回	432 人	49 回	239 人



（5）包括的支援事業（任意事業）

①介護給付費等費用適正化事業

・要介護認定の適正化

現任研修に参加しています。

・住宅改修等の点検

住宅改修及び福祉用具購入のたびに行なっています。

・医療情報との突合・縦覧点検

北海道国保連合会に医療突合、縦覧点検を委託して毎月行っています。

②家族介護支援事業（ほのぼの喫茶）

在宅介護を行っている家族などの介護の知識や技術の習得を行うとともに、日頃の悩みや介護負担の軽減を目的として実施しました。

	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
ほのぼの喫茶	7 回	44 人	10 回	61 人	9 回	103 人

（6）包括的支援事業（社会保障充実分）

①在宅医療・介護連携推進事業

・「わたしの町の夜カフェ」

支援を必要とする高齢者とその家族が抱える多様で複雑な課題を、医療や介護・福祉や行政など多岐に渡る分野を超えて、関係者がお互いに連携を図り、課題に向き合いより良い解決が図られることを目指し開催しました。

	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
わたしの町の夜カフェ	11 回	271 人	1 回	36 人	1 回	23 人

②認知症施策総合推進事業

・認知症の方と家族の会（オレンジカフェ）

認知症の方とその家族を対象に、茶話会で交流を図り、認知症の知識を学び認知症等の相談対応する機会として毎月定期開催しました。



	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
オレンジカフェ	幾 実	12 回	277 人	11 回	216 人	9 回
下金山	—	—	6 回	93 人	10 回	174 人

・「南ふるれあいクリスマス会」

認知症の本人と家族の会と認知症センターの会「笑笑笑」が合同で行うクリスマス会で、地域の高齢者やその家族、認知症に関心のある人、通所介護事業所などと連携を図り幅広い参加が得られました。

	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
南ふるれあいクリスマス会		81 人		110 人		90 人

・認知症の普及・啓発

認知症についての知識や対応方法を取得する場として、認知症センターの会「笑笑笑（わっはっは）」毎月定期開催しました。

	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
「笑笑笑(わっはっは)」	16 回	134 人	17 回	118 人	11 回	99 人
認知症サポーター養成講座	0 回		0 回		1 回	

• RUN 伴

認知症への理解を深める啓蒙啓発活動として、今まで認知症の人と接点がなかった地域住民と認知症の人や家族、医療福祉関係者が一緒にタスキをつなぎ日本全国を縦断するイベントで、本町は平成 26 年度から活動に参加しています。

落合地区を始点に徒步、自転車、カヌーで地域住民がタスキをつなぎ下金山地区まで
地域住民に周知活動を行いました。



	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
RUN 伴	193 人	169 人	169 人

• 早期診断・早期対応

地域の人や民生委員、家族からの相談等から情報を得て、認知症疾患の臨床診断を受けていない人を認知症の早期診断を行う医療機関（認知症疾患医療センター※）への受診を進め、進行の予防と地域生活の継続、本人やその家族の支援を積極的に行い、医療連携とフォロー等を行いました。

※認知症疾患医療センター

- ・医療法人社団 旭川圭泉会病院
- ・医療法人社団 博仁会帯広大江病院
- ・医療法人社団 相川記念病院
- ・砂川市立病院などと連携



②認知症初期集中支援推進事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム（医師 1 名、保健師 1 名、主任介護支援専門員 1 名で構成）」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築しています。

なお、既に地域包括支援センターと関係機関の連携により、早期対応を達成しているため、チーム活動の実績はありませんが、チーム員はスキルアップ研修に毎年参加しています。

③地域ケア会議推進事業

介護支援専門員（ケアマネジャー）、保健福祉課、通所介護・訪問介護事業所、短期入所施設、診療所の職員が毎月集まり、情報共有、個別検討等を行いました。

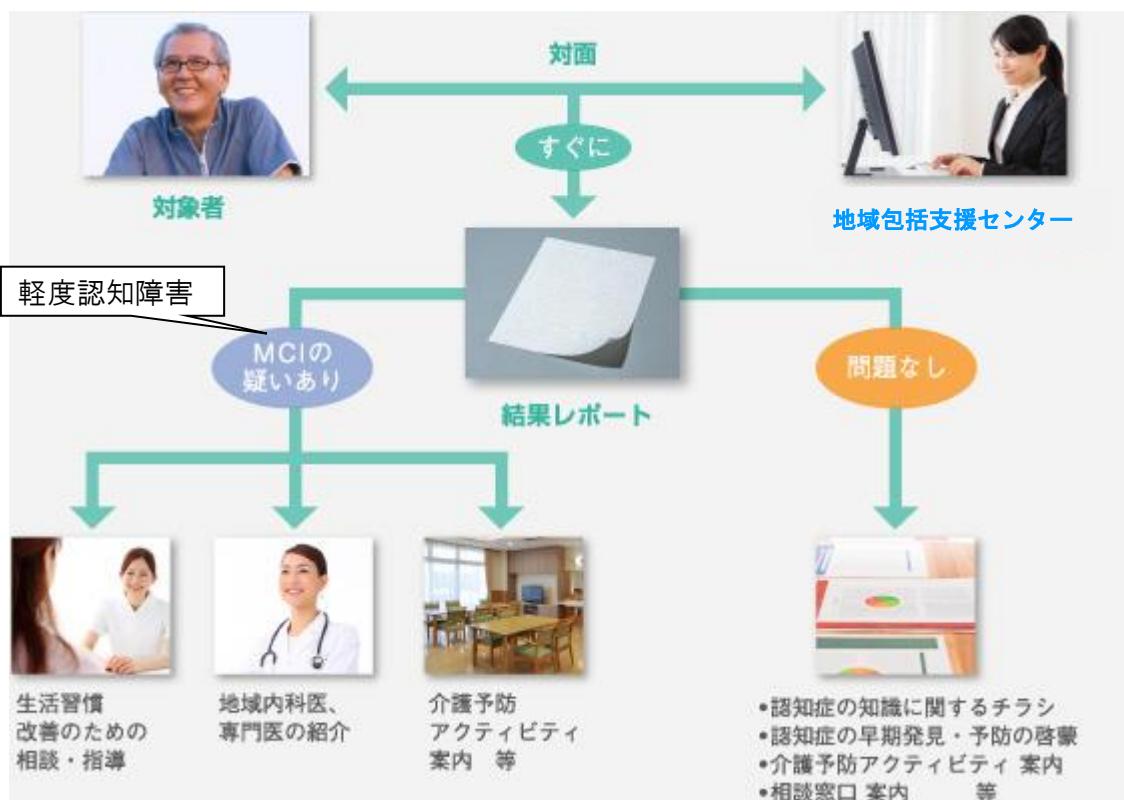
また、参加した介護支援専門員のケアマネジメントのスキルアップを図ることができました。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
地域ケア会議	12 回	11 回	12 回

（7）軽度認知症早期対応システムの活用

軽度認知症の方を早期発見するため、40歳以上の町民を対象にインターネット回線を使用しタブレットで対面式によるスクリーニングテストを平成30年度より実施しました。

	平成 30 年度	令和元年度
あたまの健康チェック	56 人	21 人

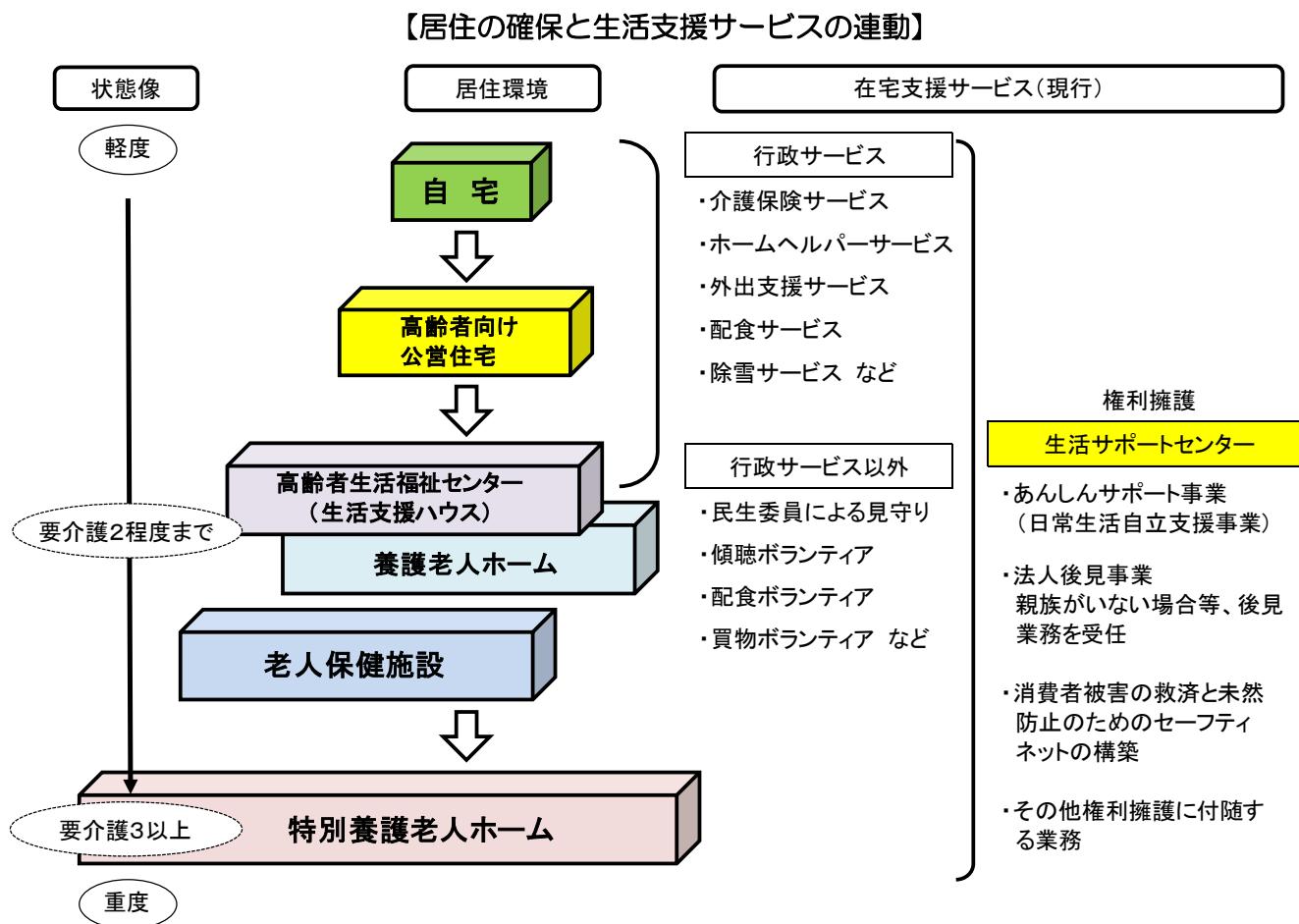


3 高齢者福祉事業等の現状

平成29年4月から、高齢者単身世帯等の世帯を対象に、見守り用端末を介して専門の緊急コールセンターと携帯電話回線を利用して日常的に安否確認や急病、事故等の緊急時に対応する「高齢者見守りシステム設置事業」を開始しています。

しかし、本町の高齢化率は32%を超える中、認知症等により判断能力の不十分な高齢者を悪徳訪問販売や金銭搾取等の経済的虐待、地域住民とのトラブル等の多くの問題から守る必要があります。

そこで、町社会福祉協議会「生活サポートセンター」では、日常生活を営むことに支障がある認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等が安心して自分らしく生活できるよう、権利侵害を許さない権利擁護システムを構築しており、地域包括支援センターと連携を図りながら、総合相談を通じて福祉サービスの利用や日常的な金銭管理（日常生活自立支援事業）等の支援を行っています。



(1) 在宅福祉サービス

住み慣れた地域で、安心して生活が続けられるよう、次の在宅福祉サービスを提供しています。

①軽度生活援助事業

65歳以上の方を対象に、運転代行や通院など自立した生活に必要なサービスを提供します。

利用料:200円／1時間当たり

区分	利用者数	利用回数	利用時間
平成29年度	123人	285回	1,738時間
平成30年度	109人	231回	1,409時間
令和元年度	83人	180回	1,034時間



②生活管理指導員派遣事業

65歳以上の要介護（要支援）認定者でない方で、日常生活に関する支援・指導が必要な人を対象に、家事援助、相談対応などのためホームヘルパーを派遣します。

利用料:300円／1時間当たり



区分	利用者数	利用時間
平成29年度	27人	160時間
平成30年度	27人	174時間
令和元年度	16人	86時間

③生活管理指導短期宿泊事業

65歳以上の要介護（要支援）認定者でない方（ただし、認定者であっても特に必要と認められる場合は利用可能）で、介護者が冠婚葬祭、出張、旅行などで不在になる際に、町内の特別養護老人ホームで一時的に宿泊して、生活習慣等の指導や体調管理を行います。

利用料:認定状況、利用施設により異なります

【一味園】1,149円～3,172円／1日当たり

【ふくしあ】1,690円～4,710円／1日当たり



④寝具洗濯乾燥消毒サービス事業（ふとん洗濯）

65歳以上で、心身の障害、傷病等の理由により臥床しており、寝具の上げ下げができない方を対象に、寝具の衛生管理のために洗濯及び乾燥消毒を行います。



利用料:100円／1枚当たり

区分	利用者数	利用枚数
平成29年度	19人	38枚
平成30年度	22人	53枚
令和元年度	19人	45枚

⑤除雪サービス事業

除雪作業が困難な 65 歳以上の高齢者世帯を対象に、住宅の出入口から公道までの通路の除雪を行います。また、必要に応じ屋根の雪下ろし並びに窓際の除雪を行います。

利用料:無料

区分	利用世帯	利用時間
平成 29 年度	54 世帯	750 時間
平成 30 年度	55 世帯	613 時間
令和元年度	45 世帯	493 時間



⑥外出支援サービス事業（※町外の送迎は移送サービス事業）

65 歳以上の高齢者世帯等であって、身体的、地域的等により一般の交通機関を利用する方が困難な方を対象に、自宅から医療機関等（在宅福祉サービスを提供する場所を含む）の間の移送を行います。（車椅子の方も送迎可能）

利用料は、町内は無料、町外は有料（JR料金と同額）です。



利用料:(往復料金) 福祉有償運送規定の額

地区	富良野	旭川	赤平	新得	帶広
北落合・落合	2,580 円	5,160 円	4,200 円	1,280 円	3,360 円
幾寅	1,940 円	4,520 円	3,780 円	1,720 円	3,780 円
東鹿越				1,940 円	
金山	1,280 円	3,860 円	2,980 円	2,580 円	4,200 円
下金山	1,080 円	3,660 円	2,980 円	2,980 円	4,840 円

⑦家族介護用品給付事業（オムツ等助成）

寝たきりの高齢者や痴呆性高齢者（要介護 4 以上の在宅高齢者で町民税非課税世帯の方）を抱える家族に対し、家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図るため、介護に必要な用品（紙おむつ、尿とりパット、清拭剤、ドライシャンプー等）の購入費（10 万円を限度）の 9 割を償還払いします。

⑧住宅改修給付事業

要介護（要支援）認定者（生計中心者が所得税非課税の者）が、居宅における日常生活の自立のため、手すりの取り付けや段差解消の工事等を行う際、身体上の理由で介護給付費の限度額（20 万円）を超える住宅改修が必要な場合に、超過額（20 万円を限度）の 9 割を支援します。

⑨家族介護慰労事業

過去1年間介護保険サービス（年間1週間程度の短期入所の利用を除く。）を受けなかった高齢者（要介護4以上の認定者で町民税非課税世帯の方）を介護する家族に対し、慰労金（年額10万円）を贈呈します。

⑩配食サービス事業

調理が困難な高齢者等に、定期的に居宅に訪問し栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、利用者の安否確認を行います。

利用料:300円(昼食及び夕食)/1食当たり

区分	利用者数	利用食数
平成29年度	224人	2,660食
平成30年度	254人	2,731食
令和元年度	206人	2,279食



(2) その他福祉事業等

①高齢者見守りシステム設置事業

高齢者単身世帯等を対象に、高齢者見守り用の機器設置を希望される方に機器を貸出し、専門の緊急コールセンターと携帯電話回線を利用して日常的に安否確認や急病、事故等の緊急時に対応して、高齢者の日常生活の安全確保と精神的な不安を解消しています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
高齢者見守りシステム	44世帯	42世帯	43世帯

②介護職員初任者研修費助成事業

在宅・施設を問わず介護の支えとなる人材を育成するため、介護職員初任者研修を修了した方を対象に、令和元年度から研修に係る費用（9万2千円を限度）を助成しています。

	令和元年度	令和2年度
介護職員初任者研修受講者	1人	4人

③福祉担い手対策会議

介護職員等の人材不足に対して介護保険サービス事業者と連携を図るため、「福祉担い手対策会議」を開催して支援対策の検討を進めています。

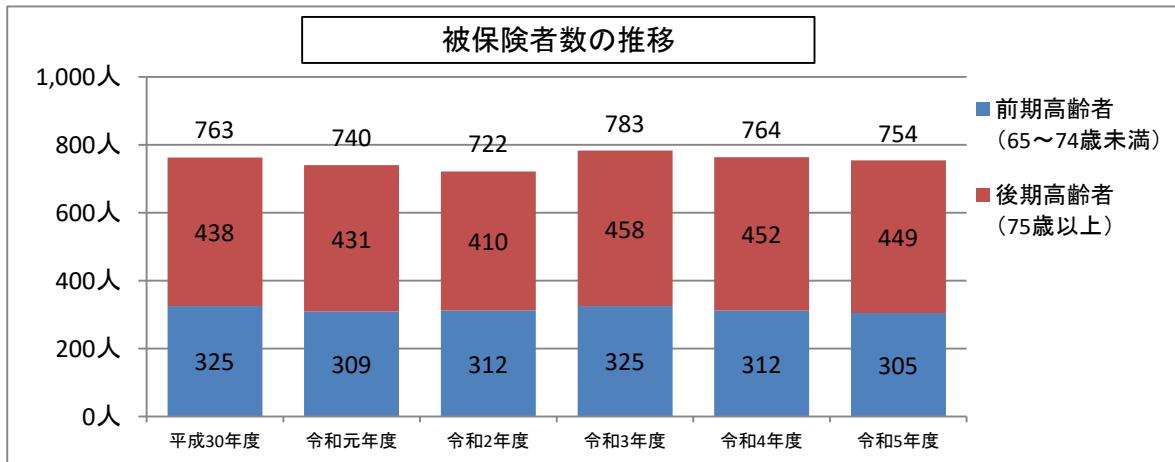
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
福祉担い手対策会議	3回	3回	1回

第4章 介護保険事業の実施状況

1 被保険者数の推移

第1号被保険者（65歳以上）数はほぼ横ばいで推移しており、令和2年11月末では754人となっています。

前期高齢者は微減、後期高齢者は微増となっています。

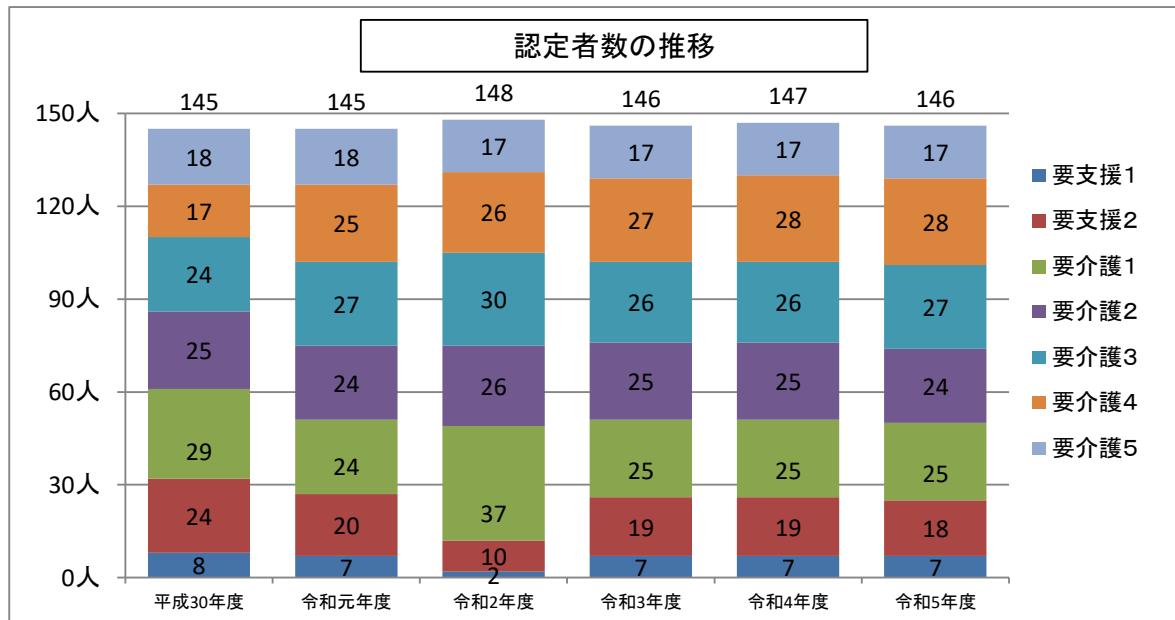


資料：平成30年度～令和2年度 介護保険事業状況報告、令和3～5年度 地域包括ケア『見える化』システムの将来推計から設定推計値

2 要支援・要介護認定者数と認定率の推移

(1) 認定者数の推移

要介護（要支援）認定者は、ほぼ横ばいで推移しており、令和2年11月末では148人となっています。

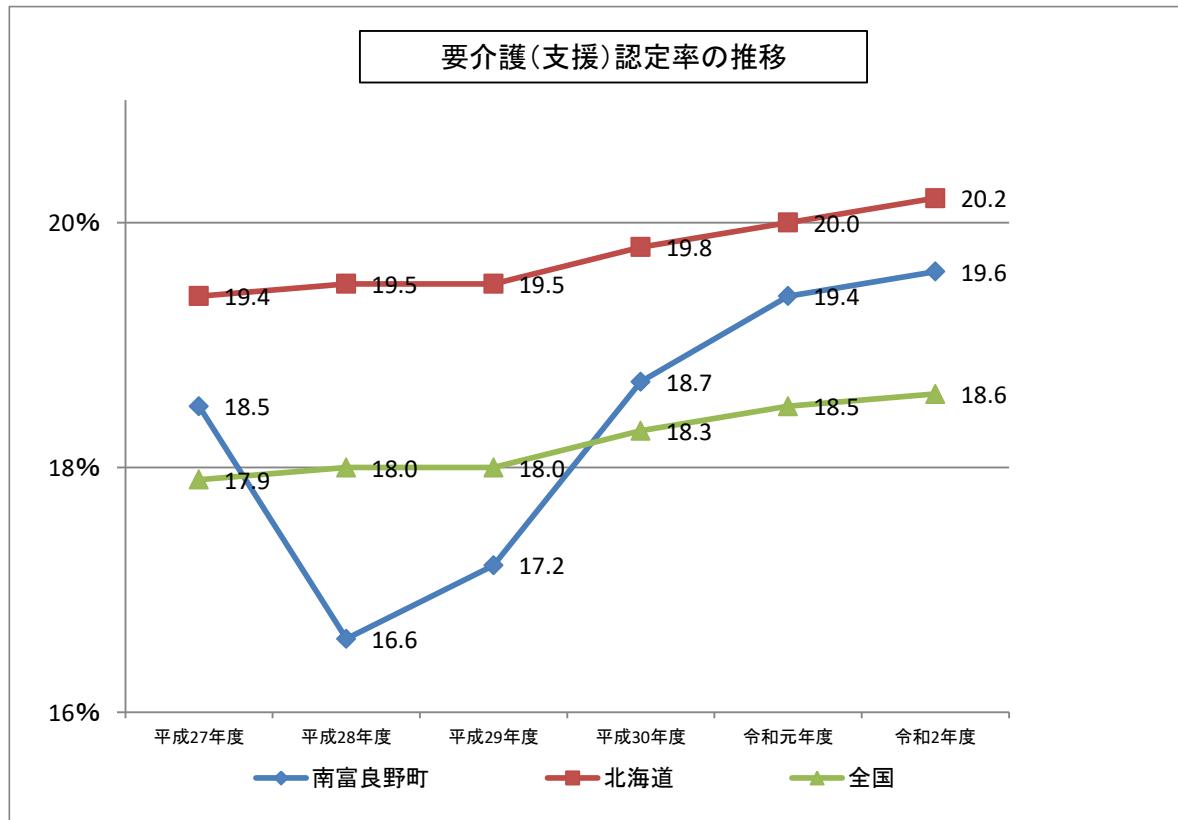


資料：平成30年度～令和2年度 介護保険事業状況報告、令和3～5年度 地域包括ケア『見える化』システムの将来推計から設定推計値

(2) 認定率の推移

要介護（要支援）認定率は、平成28年度と平成29年度までは18%を下回っていましたが、平成30年度以降は19%前後で推移しています。

全国、北海道と比較すると、平成28年度と平成29年度は全国、北海道より低く推移していましたが、平成30年度以降は北海道より低く全国より高く推移しています。



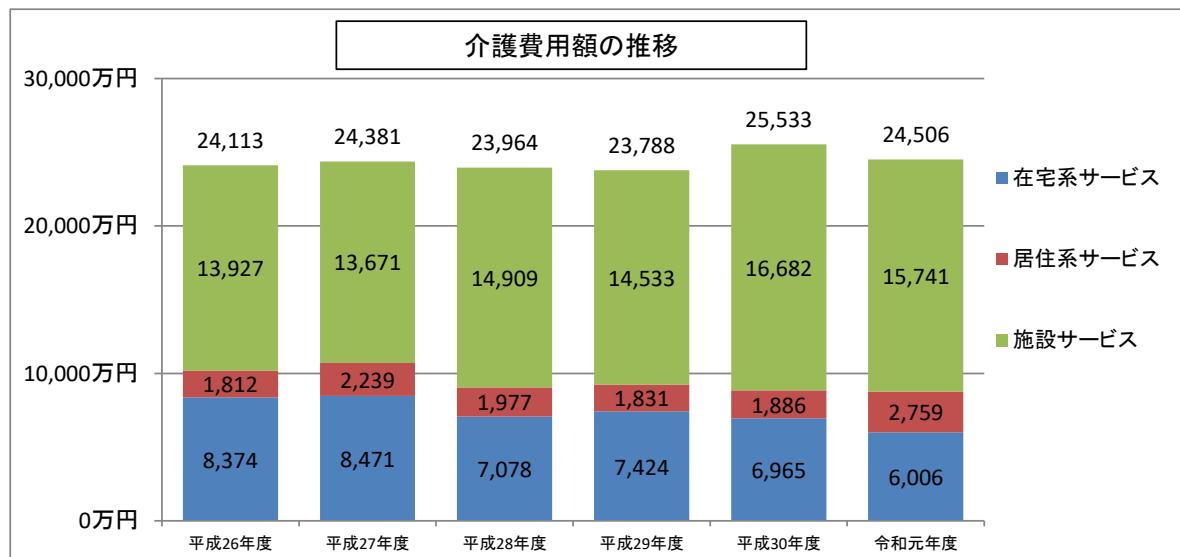
資料：介護保険状況報告 各年3月末時点

3 介護保険サービスの給付状況

(1) 介護費用額の推移

介護費用額は、平成30年度を除くとほぼ横ばいで推移しています。

サービス種別では、在宅サービスは減少傾向、居住系サービスは令和元年度を除くとほぼ横ばい、施設サービスは増加傾向で推移しています。

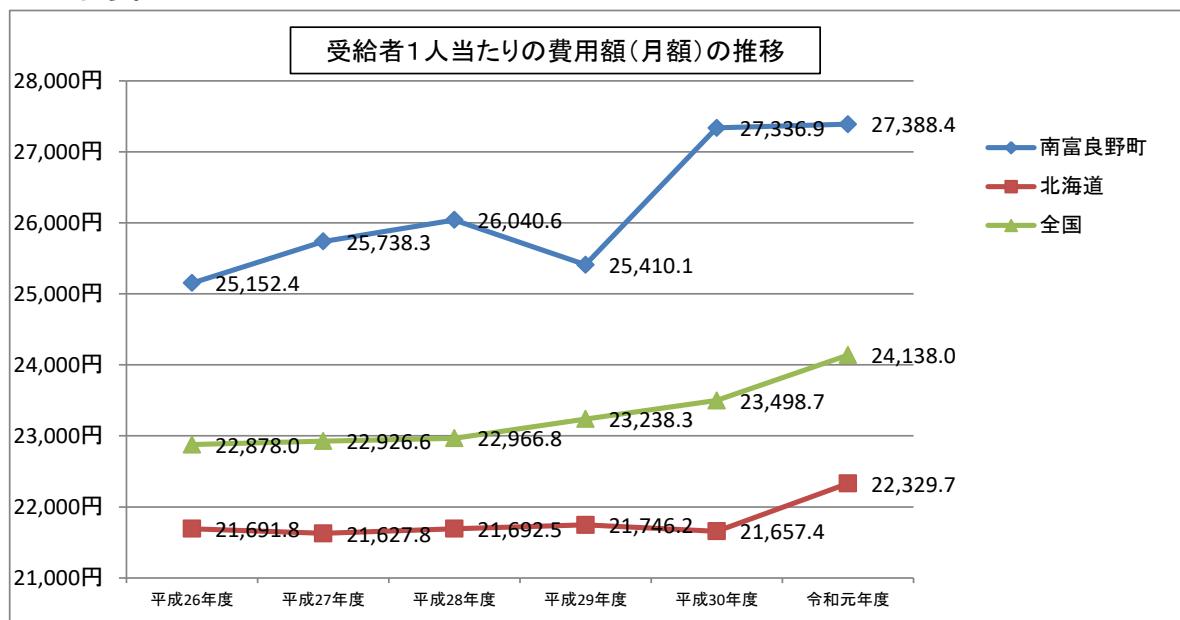


資料：介護保険事業状況報告

(2) 受給者1人当たりの費用額（月額）

受給者1人当たりの費用額（月額）は、増加傾向にあります。

全国、北海道と比較すると、全ての年度において全国及び北海道より高い水準で推移しています。



資料：介護保険事業状況報告

4 介護保険サービスの利用状況

(1) 居宅介護サービスの利用状況

①訪問介護

居宅において、入浴・排せつ・食事等の身体介護や、調理・掃除・洗濯等の生活援助等が受けられるサービスです。

平成30年度の給付費は計画値に近い値で推移していましたが、令和元年度以降は要介護度が高い（要介護4以上）利用者が減少したことに伴い、給付費は減少しています。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
実績	利用回数(月)	287	177	194
	給付費(千円/年)	13,965	6,701	7,432
計画	利用回数(月)	455	437	422
	給付費(千円/年)	14,700	14,578	14,094

②訪問看護

疾患等を抱えている方が居宅において、看護師等から療養上の世話や診療の補助が受けられるサービスです。

平成30年度は利用回数が計画値に近い値でしたが、給付費は介護度2・3の利用者の構成割合が高くなり、計画値を上回っています。

令和元年度以降は計画値を比べ利用回数の増加に伴い給付費も増加しています。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
実績	利用回数(月)	21	30	40
	給付費(千円/年)	1,557	2,073	2,401
計画	利用回数(月)	22	22	22
	給付費(千円/年)	1,079	1,079	1,079

③訪問リハビリテーション

居宅での日常生活行為を向上させる訓練を必要とする方が、作業療法士等によるリハビリテーションを居宅で受けられるサービスで、利用者の状態が向上すれば、利用回数も減るため、毎年増減を繰り返しています。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
実績	利用回数(月)	12	6	17
	給付費(千円/年)	845	450	1,215
計画	利用回数(月)	18	18	18
	給付費(千円/年)	635	635	635

④居宅療養管理指導

居宅において、医師や薬剤師等から療養上の管理及び指導が受けられるサービスで、平成30年度から毎年利用人数が増加しており、特に令和2年度は薬剤師の薬剤管理を受ける利用者が増えています。

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度(見込)
実績	利用人数(月)	5	6	10
	給付費(千円/年)	555	616	990
計画	利用人数(月)	3	3	3
	給付費(千円/年)	305	305	305

⑤通所介護（デイサービス）

入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談と助言、健康状態の確認、その他必要な日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスで、町内には対象事業所はありませんが、町外の有料老人ホーム等に入居されている方が利用しています。

利用者が少数のため、入院等の事由で利用回数と給付費は毎年度増減を繰り返しています。

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度(見込)
実績	利用回数(月)	26	0. 4	12
	給付費(千円/年)	1,469	23	924
計画	利用回数(月)	16	16	7
	給付費(千円/年)	1,197	1,197	384

⑥通所リハビリテーション

老人保健施設や病院等において、心身の機能の維持回復と日常生活の自立を図るため、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを受けられるサービスで、3年間利用はありませんでした。

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度(見込)
実績	利用回数(月)	0	0	0
	給付費(千円/年)	0	0	0
計画	利用回数(月)	0	0	0
	給付費(千円/年)	0	0	0

⑦短期入所生活介護

特別養護老人ホームや老人短期入所施設等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスで、町内の特別養護老人ホームで人員確保に苦慮している背景もあり、平成30年度以降は利用日数及び給付費は毎年減少しています。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
実績	利用日数(月)	103	93	67
	給付費(千円/年)	8,446	7,938	5,549
計画	利用日数(月)	152	135	135
	給付費(千円/年)	12,158	10,931	10,931

⑧短期入所療養介護

介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期入所し、看護、その他の必要な医療と日常生活上の世話等が受けられるサービスで、一時的なサービスのため計画では給付を見込んでいませんでした。

平成30年度と令和元年度は約5名が利用し、令和2年度は約1名が利用しました。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
実績	利用日数(月)	4. 8	5. 4	0. 4
	給付費(千円/年)	570	718	62
計画	利用日数(月)	0	0	0
	給付費(千円/年)	0	0	0

⑨特定施設入居者生活介護

養護老人ホーム、有料老人ホーム等の特定に入所する要支援者・要介護者が、入浴・排せつ・食事等の介護や、その他の日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。

平成30年度以降養護老人ホームの利用者は6名で変動はありませんが、新たに有料老人ホームの利用者が平成30年度は2名、令和元年度は4名、令和2年度は4名加わっています。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
実績	利用人数(月)	8	10	10
	給付費(千円/年)	13,964	21,286	21,869
計画	利用人数(月)	6	6	6
	給付費(千円/年)	11,377	11,377	11,377

⑩福祉用具貸与

日常生活の便宜を図り、自立を助けるための歩行器や歩行補助つえ等の介護予防に資する福祉用具を貸与するサービスです。

平成30年度のみ計画値を上回っていますが、令和元年度以降は概ね計画値と同様の値となっています。

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度(見込)
実績	利用人数(月)	37	29	32
	給付費(千円/年)	4,126	3,073	3,362
計画	利用人数(月)	31	31	30
	給付費(千円/年)	3,612	3,571	3,612

⑪住宅改修

居宅における日常生活の自立のため、手すりの取付や床等の段差解消の工事等を行う際、その費用（20万円を限度）の一部（利用者負担割合に応じて）を補助するサービスです。

住居の状況により利用者一人当たりの給付費は異なりますが、各年度とも計画値の範囲内に収まっています。

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度(見込)
実績	利用人数(年)	3	7	5
	給付費(千円/年)	222	449	468
計画	利用人数(年)	5	5	5
	給付費(千円/年)	643	643	643

⑫特定福祉用具購入費

日常生活の便宜をはかり、自立を助けるための福祉用具のうえ、貸与になじまない入浴や排せつのための用具の購入費（年間10万円を限度）の一部（利用者負担割合に応じて）を補助するサービスです。

各年度とも計画値より低い値で推移しています。

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度(見込)
実績	利用人数(年)	3	5	2
	給付費(千円/年)	85	111	84
計画	利用人数(年)	7	7	7
	給付費(千円/年)	152	152	152

⑬居宅介護支援

介護サービス等を適切に利用できるよう、居宅介護支援事業者等が、要介護者等の依頼を受けて利用計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス等の提供が十分に行われるよう事業者との連絡調整等を行うサービスです。

平成30年度のみ計画値を若干上回っていますが、令和元年度以降は計画値と概ね同様の値となっています。

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度(見込)
実績	利用人数(月)	60	54	55
	給付費(千円/年)	8,640	7,649	7,911
計画	利用人数(月)	55	54	53
	給付費(千円/年)	8,170	7,994	7,939

(2) 地域密着型サービスの利用状況

①地域密着型通所介護（定員 18 名以下のデイサービス）

平成30年度から毎年利用回数が増加しており、これに伴い給付費も増加しています。

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度(見込)
実績	利用回数(月)	264	274	299
	給付費(千円/年)	22,960	24,576	23,619
計画	利用回数(月)	200	197	189
	給付費(千円/年)	17,624	17,114	16,524

②認知症対応型共同生活介護

認知症の要支援・要介護者が身近な施設（グループホーム）において少人数（9人まで）で共同生活を送りながら、家庭的な環境のもとで入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。

平成30年度から令和元年度までは概ね計画値と同様の値になっていますが、令和2年度は3名の利用者がおり、給付費が増えています。

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度(見込)
実績	利用人数(月)	1. 0	1. 1	2. 4
	給付費(千円/年)	3,102	3,545	7,550
計画	利用人数(月)	1	1	1
	給付費(千円/年)	2,982	2,984	2,984

(3) 施設サービスの利用状況

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で居宅での生活が困難な要介護者が入所し、日常生活上の支援や介護が受けられる施設です。（要介護3以上の方が利用可能）

平成30年度は利用者に占める要介護5の割合が高かったため、計画値を上回っています。令和元年度以降は利用者に占める要介護5の割合が下がり、計画値と概ね同様の値となっています。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
実績	利用人数(月)	45	40	39
	給付費(千円/年)	136,916	118,582	120,507
計画	利用人数(月)	47	46	45
	給付費(千円/年)	122,986	120,537	117,802

②介護老人保健施設

医療施設等での治療を終え状態が安定している要介護者が入所し、医師や看護師、介護福祉士等から在宅生活を送るための看護や介護、リハビリテーションが受けられる施設です。

町内の短期入所生活介護の供給量が低下したこともあり、平成30年度以降は利用者及び給付費が増加しています。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
実績	利用人数(月)	3	5.8	6.3
	給付費(千円/年)	8,913	18,796	20,208
計画	利用人数(月)	0	0	0
	給付費(千円/年)	0	0	0

③介護療養型医療施設・介護医療院

緊急を要する治療を終え、長期の療養を必要とする要介護者が入所し、医師や看護師等から看護や介護、リハビリテーションが受けられる施設です。

平成30年度と令和元年度は概ね計画値と同様の値となっています。令和2年度は介護療養型医療施設を継続利用していた方が利用する施設が、令和2年4月に介護医療院に転換したことに伴い、単位数が上がり給付費は計画値より増加しています。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
実績	利用人数(月)	1	1	1
	給付費(千円/年)	3,943	4,009	5,018
計画	利用人数(月)	1	1	1
	給付費(千円/年)	4,194	4,196	4,173

第5章 基本構想

1 基本理念

基本理念とは、本計画を推進する上で基軸となるものであり、本計画における全ての施策は基本理念の実現に向けた構成となります。

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第7期計画）」では、地域包括ケアシステムを深化・推進することを目的として、第6期計画の基本理念「住み慣れた南富良野町でみんなが支え合い、いきいきと安心して暮らすことができる地域包括ケアの推進」を図るために、取り組みを進めてきました。

今回の第8期計画においては、さらに「地域包括ケアシステムの深化・推進」が求められることから、第7期計画における基本理念を継承するとともに、国の基本指針を踏まえ4つの基本目標を掲げ、基本理念の実現に向けて取り組みます。

**住み慣れた南富良野町でみんなが支え合い、
いきいきと安心して暮らすことができる
地域包括ケアの推進**

2 基本目標

基本理念である「住み慣れた南富良野町でみんなが支え合い、いきいきと安心して暮らすことができる地域包括ケアの推進」の実現に向け、計画期間の3年間で実現すべきこととして、次の4項目を基本目標として、総合的に推進します。

基本目標1

いきいきと暮らすために
(高齢者の生活基盤の充実と活動支援)

基本目標2

安心して暮らすために
(地域特性に応じた地域包括ケアシステムの推進)

基本目標3

介護保険事業の安定的な運営のために

基本目標4

質の高いサービス提供体制の確保

3 基本目標に基づく施策

本町の保健福祉事業と介護保険事業を総合的に結びつけて、長年住み慣れた地域において、住民が安心して暮らすための切れ目ないサービスを提供するとともに、住民相互の支え合いによる、温かい地域づくりをめざして次の施策を推進します。

基本目標1

いきいきと暮らすために (高齢者の生活基盤の充実と活動支援)

(1) 健康づくりの推進

- ①認知症予防および介護予防の取組
 - ・国保データベース（KDB）システムを活用し、本町の健康課題の明確化
 - ・KDBシステムを活用し、高血圧および糖尿病重症化予防のための対象者を抽出、保健指導の実施
- ②健康増進計画およびデータヘルス計画と連携した取組
 - ・特定健診受診率 70%、特定保健指導実施率 60%の達成
 - ・後期高齢者健診受診率 30%の達成

(2) フレイイル予防の推進

高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的、効果的な実施

(3) 高齢者の社会活動と参加促進

- ①老人クラブ活動を支援するため、活動拠点である老人憩の家等の適切な維持管理を行う。また、地域住民と交流する機会として世代間交流事業を開催
- ②高齢者が集う機会に保健師を配置し、介護予防を目的に健康づくり教室を実施する
- ③高齢者が住み慣れた地域で、生きがいを持ちながら社会参加が図られるよう、ふれあい・いきいきサロン活動に生活支援コーディネーターを配置

(4) 就業・ボランティア活動等の支援

- ①健康で働く意欲のある高齢者が豊かな経験を生かし、働くことを通じ、生きがいや社会参加ができるよう、高齢者事業団の運営基盤の確立を支援
- ②高齢者のボランティア活動は、社会参加で地域に貢献することを奨励・支援し、高齢者の介護予防を推進

(5) 権利擁護の推進

- ①高齢者虐待や身体拘束の防止に関する相談に対応するため、高齢者虐待防止の研修会に参加する。また、高齢者虐待や身体拘束の防止について啓発・周知
- ②人権侵害や虐待の通報や報告への対応は、高齢者虐待防止対応マニュアルに基づき、関係機関と連携し、迅速かつ適切に進める
- ③判断能力の不十分な高齢者の権利と財産を守るため、関係機関と連携を図り後見人制度の周知
- ④権利擁護に関する相談に対応するため、権利擁護の研修会への参加

基本目標2

安心して暮らすために (地域特性に応じた地域包括ケアシステムの推進)

(1) 地域包括支援センターの機能強化

- ①適切な事業運営を行うため運営協議会の開催
- ②きめ細やかな相談・支援に対応するための情報収集
- ③情報共有や個別検討、介護支援専門員のスキルアップのための地域ケア会議の開催
- ④高齢者の日常生活の課題把握、解決策を住民と検討する地域座談会の開催

(2) 介護予防・生活支援サービス事業の充実

- ①第1号訪問事業、第1号通所事業の実施
- ②生きがいデイサービスの実施
- ③専門的知見を有する理学・作業療法士によるリハビリテーションの実施
- ④運動機能向上及び認知症予防事業「南ふ・はつらつ俱楽部」の実施
- ⑤地域介護予防活動支援事業「ふまねっと教室」の実施及びサポーターの養成
- ⑥生活総合機能改善機器「通信カラオケ機器」を使用した「運動・口腔・認知」機能の向上・改善

(3) 認知症施策の推進

- ①認知症に関する正しい知識の普及・啓発する活動「笑笑笑」を実施
- ②認知症の方とその家族への支援相談活動（オレンジカフェ）を実施
- ③軽度認知症早期対応システムを活用した、軽度認知症の早期発見事業を実施
- ④認知症施策推進大綱を踏まえた施策の推進（チームオレンジの設置等）
- ⑤認知症初期集中支援推進事業を必要に応じて実施

(4) 在宅医療・介護連携の推進

- ①地域ケア会議の開催
- ②医療、介護、福祉、行政など多岐に渡る分野を超えて、関係者が連携し課題に向き合いより良い解決を図るために、「わたしの町の夜カフェ」を開催

(5) 高齢者の見守り・安心生活の支援

- ①高齢者単身世帯等で見守りが必要な方を対象に、日常的に安否確認や急病、事故等の緊急時に対応するため、高齢者見守りシステムを設置
- ②住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、在宅福祉サービスを継続

(6) 安心できる住まいの確保

- ①高齢者生活福祉センター（くるみ園・和楽園）の継続運営
- ②公営住宅関連施策の推進
- ③高齢者数や利用状況、他計画との整合性等を見極めながら、北海道・介護事業者と連携を図り、特別養護老人ホーム一味園の老朽化等に伴う介護保険施設（事業所）の整備に対する支援の実施

基本目標3

介護保険事業の安定的な運営のために

(1) 介護給付適正化の推進

- ①介護給付費適正化事業（認定調査状況のチェック、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、医療情報との突合、介護給付費の通知）を推進
- ②介護支援専門員の研修会への参加や、地域ケア会議でケアプランを医療、介護、福祉の関係職員に検証いただき資質向上を図る

(2) サービス事業所等の指導・監督

- ①実地指導の計画的な実施
- ②指導監督業務の適正化に必要な研修会への参加

(3) 災害や感染症対策に係る体制の整備

- ①介護事業所の災害時マニュアル整備等の災害対策を促進
- ②要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び避難訓練を支援
- ③介護事業所で感染症が発生しても、サービス継続の備えがあるか定期的に確認
- ④介護事業所が感染症対策を正しく理解するよう、各種研修会の周知

基本目標4

質の高いサービス提供体制の確保

(1) 生きがいデイサービス等の介護職員に対する療法士による技術的指導

生きがいデイサービス等に専門的知見を有する理学・作業療法士を招き、介護職員等を指導いただきスキルアップを図る

(2) 人材の確保

- ①介護職員等の人材不足の対策を検討するため、「福祉担い手対策会議」を開催
- ②介護の支えとなる人材育成のための研修費等の助成

(3) 介護現場における業務の効率化

- ①ロボット・ＩＣＴ（情報通信技術）を活用し、業務改善を図る
- ②介護現場の業務効率化を支援するため、国や道と連携し、申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化や、ＩＣＴ等の活用等によるペーパーレス化等を検討

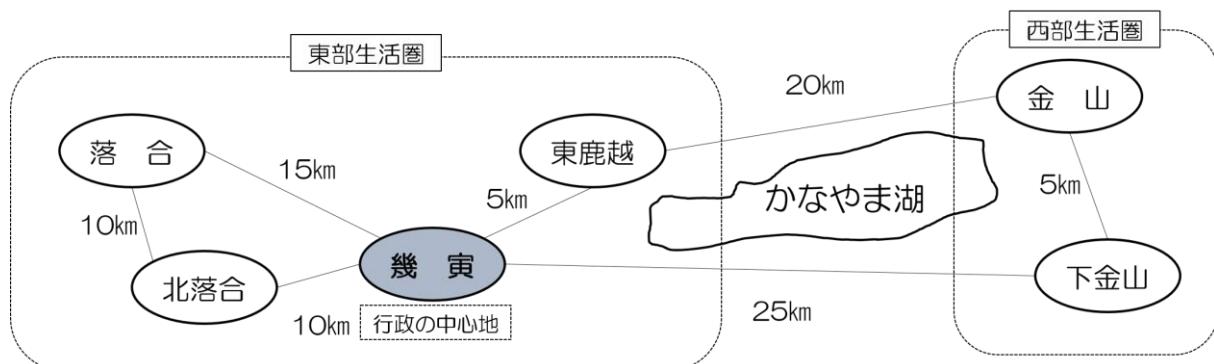
4 日常生活圏域の設定

本町は過疎化が進む小さな町ですが、それぞれの地区に特色ある歴史や伝統が築かれてることから、各地域の成り立ちを踏まえたケアや介護などの仕組みを作り出すことが必要です。

このため本町では、幾寅地区において平成18年10月から地域包括支援センターをはじめ保健福祉課、社会福祉協議会の3つの組織機能の連携強化を図るため、「保健福祉センターみなくる」を整備するとともに、平成20年度には金山地区にユニット型の特別養護老人ホームを開設し、介護サービスの基盤を強化し、さらに平成27年度には金山地区に高齢者生活福祉センター（和楽園）を新たに整備し、在宅サービスの基盤強化を図っています。

このように、東部（幾寅圏）と西部（金山圏）の2つの生活圏域による福祉サービス体制を軸とし、推進してきておりますが、今後の人口の減少や高齢化、感染症予防対策など、福祉サービス利用者の流動化や福祉サービスを取り巻く環境の変化に対応しながら、必要なサービスが得られるよう仕組みづくりの構築を図るため、サービスのあり方などをこの計画期間中において、検討していく必要があります。

【生活圏の形成】



第6章 基本計画

地域の実情に応じた、高齢者保健・福祉事業及び介護保険事業を計画的に遂行するため、前章で掲げた4本の基本目標に即し、事業項目ごとに計画を設定して、元気高齢者から要介護高齢者までが安心して住むことができる地域づくりをめざす方向性について示します。

1 健康づくりと介護予防の推進

(1) 健康づくりの推進

町民が、適正に福祉事業と介護保険事業を享受するためには、医療費の適正化と健康寿命の延伸を目標とする保健予防活動の充実が必要不可欠です。認知症や要介護状態は、個々人の心身の状況、加齢に伴う心身の変化に加え、高血圧、糖尿病、脳血管疾患などの生活習慣病に起因しています。これら要因の中で、個々人の保健予防活動（適正な医療受診、栄養、運動、禁煙など）の実践により、生活習慣病は予防が可能な疾患です。

本町の健康課題として、認知症および要介護状態になる原因疾患として脳血管疾患が北海道平均に比べその割合が高くなっています。課題解決のため、重点的に、効率的に保健師および管理栄養士による指導を実施していきます。また、各種保健事業計画と連携し、切れ目ない保健事業を実施し、町民の健康づくりを推進していきます。

取り組み事項

○認知症予防および介護予防の取組

- ・国保データベース（KDB）システムを活用し、本町の健康課題の明確化
- ・KDBシステムを活用し、高血圧および糖尿病重症化予防のための対象者を抽出、保健指導の実施

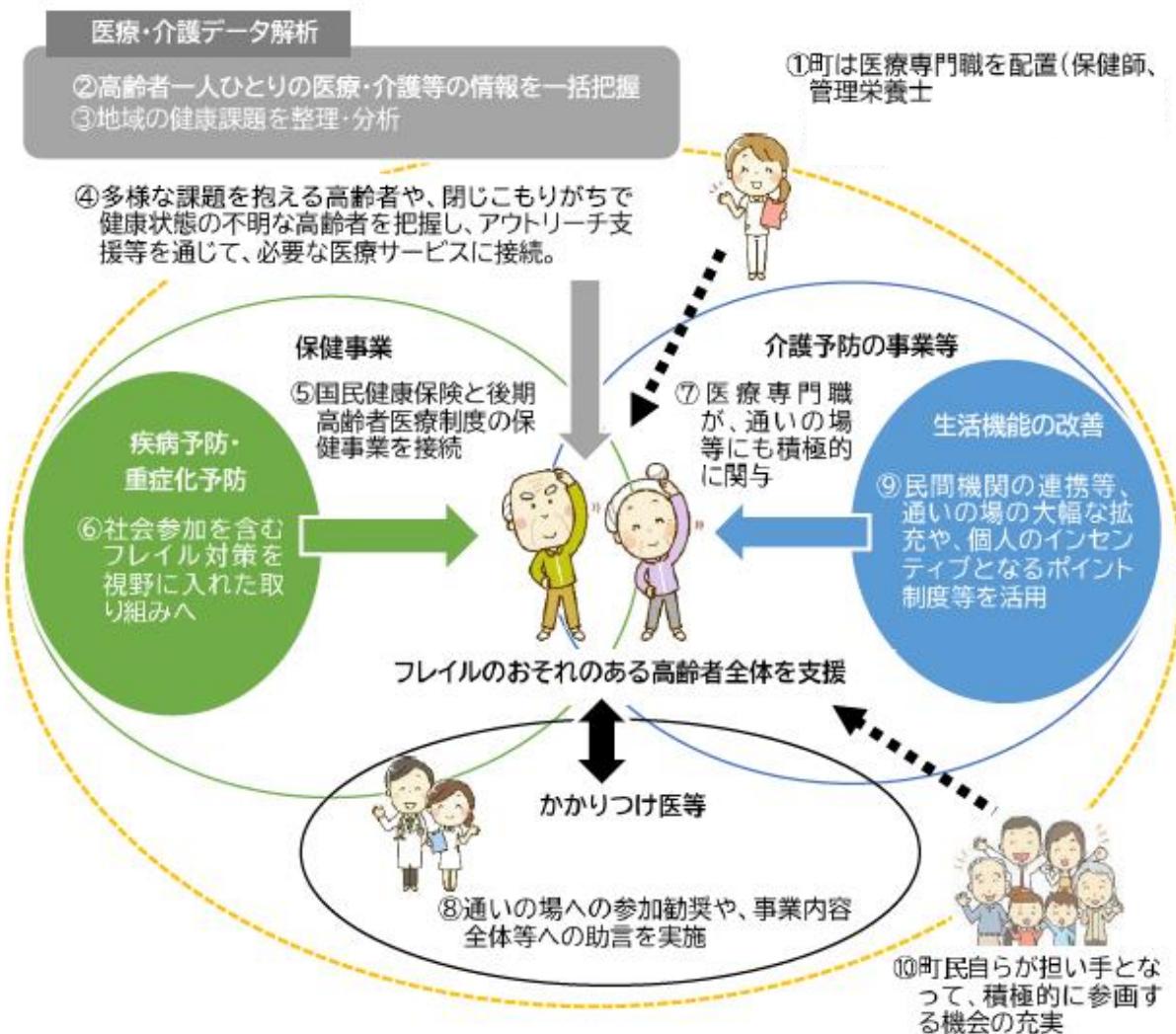
○健康増進計画およびデータヘルス計画と連携した取組

- ・特定健診受診率70%、特定保健指導実施率60%の達成
- ・後期高齢者健診受診率30%の達成

(2) フレイル予防（早期からの介護予防）の推進

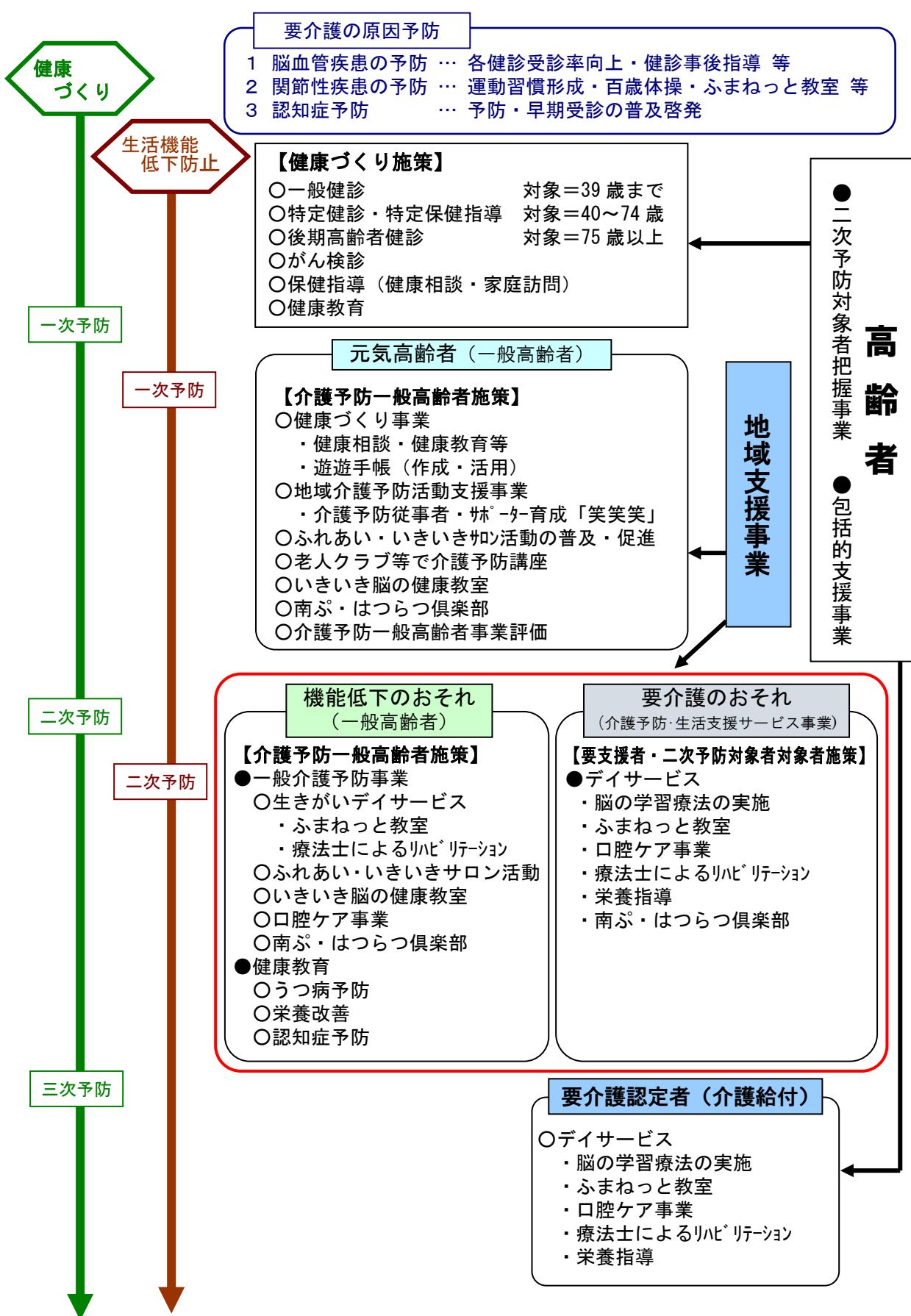
令和元年度の健康保険法の改正に伴い、令和2年度より75歳以上の高齢者に対する保健事業を、介護保険の地域支援事業等と一体的に実施しています。

改正後の介護保険法に基づき、運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から高齢者の事業と介護予防の一体的な実施を推進します。



資料：高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について [概要版]
 (令和2年4月厚生労働省保険局高齢者医療課) の図を基に作成

《高齢者の健康づくりと介護予防》



2 高齢者福祉の充実

(1) 高齢者の社会活動と参加促進

①老人クラブの活性化

高齢者が地域の一員として活躍するとともに、同世代・多世代間での交流が行われる場として、老人クラブの活動を支援し、高齢者の生きがいづくり、健康増進を図ります。

②健康づくり教室の実施

老人クラブやサロンなどの高齢者が集まる機会に、日常の健康管理、機能低下の予防などを主体に、健康づくり教室を実施します。

③ふれあい・いきいきサロン活動の普及・促進

町内会など小地域を基盤に住民が主体となり、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ちながら社会参加が図られるよう、ふれあい・いきいきサロン活動に生活支援コーディネーターを配置し、サロン活動の普及、促進を図ります。

取り組み事項

- 学校や保育所などを通じての世代間交流事業の開催
- 老人憩の家等の適切な維持管理
- 老人クラブ連合会の安定的な事業運営を確保するため、町運営補助金を継続
- 高齢者の健康管理、機能低下の予防などを目的に健康づくり教室の実施
- サロン活動の普及促進のため、生活支援コーディネーターを配置

(2) 就労・ボランティア活動等の支援

①高齢者事業団への支援

高齢者の就労機会と社会参加の場として、また、地域の活性化を目的に高齢者事業団が運営されていますが、会員数の減少と高齢化により、事業団を取り巻く環境は、毎年に厳しいものとなっています。

会員相互の助け合いにより、孤独化を防止するとともに、健康でいきいきとした生活の維持など高齢者事業団の存在は、地域にとって重要な存在となっていることから、自立的な運営基盤の確立を今後とも支援します。

②介護支援ボランティア事業の充実

高齢者になっても役割や生きがいを持つことはいきいきと過ごすために重要です。介護予防・日常生活支援総合事業の実施や多様なサービスの創設には、元気な高齢者の活躍も含め様々なボランティア活動が必要ですので、関係機関と協議して事業の充実を図ります。

取り組み事項

- 高齢者事業団の安定的な事業運営を確保するため、町運営補助金を継続
- 介護支援ボランティア事業の充実を図る

(3) 権利擁護の推進

①人権尊重と虐待の防止

地域包括支援センター等により、高齢者虐待や身体拘束の防止に関する相談に応じるとともに、高齢者虐待や身体拘束の防止について、啓発・周知を図ります。

また、人権侵害や虐待の通報や報告への対応は、平成29年に制定した「南富良野高齢者虐待防止対応マニュアル」に基づき、関係機関との連携によるケース会議を行い、必要なサービスにつなげることで迅速かつ適切な対応を図ります。

②権利擁護に関する取り組みの推進

認知症等により、判断能力の不十分な高齢者の権利と財産を守るために、地域包括支援センターと生活サポートセンター（町社会福祉協議会）が連携を図ります。

また、生活サポートセンターで取り扱う権利擁護事業（日常生活自立支援事業や法人後見事業等）を通じて成年後見制度の啓発・周知を図ります。

取り組み事項

- 高齢者虐待につながりやすい「不適切なケア」、「擁護者の孤立」、「認知症の方との接し方」等について検討できる研修会等の実施
- 高齢者虐待防止推進研修会（北海道社会福祉会主催）等への関係職員の参加
- 高齢者の契約行為、金銭管理などを支援するため、生活サポートセンターの権利擁護事業を通じて成年後見制度の啓発・周知を図る
- 地域包括支援センターの総合相談支援事業の体制の強化を図る
- 権利擁護実践研修会（北海道社会福祉会主催）等への関係職員の参加
- 成年後見制度推進バックアップセンター（北海道社会福祉協議会）との連携並びに各種会議・研修会への参加

3 安心して暮らすための支援

(1) 地域包括支援センターの機能強化

あらゆる状態の高齢者に対して適切な支援が提供できるよう、引き続き地域における高齢者やその家族への相談・支援及び介護予防ケアマネジメントや権利擁護等の包括的支援事業等の充実を図り、介護保険制度の改正に伴う事業の強化等に対応するため、研修・実践を通じた職員の資質向上を図ります。

①地域包括支援センター運営協議会の開催

地域包括支援センター運営協議会を開催し、事業実施における必要な評価や助言、承認を求めながら、地域包括支援センター事業を適切に行います。

②訪問等による相談・支援

高齢者や地域のニーズに応じた相談・支援を行えるよう、情報収集に努め、必要に応じて高齢者宅の訪問等を実施することで、より適切な在宅福祉サービスや介護保険サービスの利用に繋がるよう、きめ細やかに対応します。

③地域ケア会議の実施

医療、介護等の多職種（介護支援専門員、保健福祉課、通所介護・訪問介護事業所、短期入所施設、診療所の職員等）が協働して高齢者の個別課題の解決を図る。また、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めるため、地域ケア会議を開催します。

④地域座談会の開催（小地域ネットワーク活動推進事業）

地域包括支援センターの職員や生活支援コーディネーターが、ふれあい・いきいきサロン活動や町内会の役員会等に参加して、日常生活上の課題把握とそれを解決するための方策を住民とともに検討する機会として地域座談会を開催します。

⑤小地域ネットワーク活動推進会議への参加

地域包括支援センターの職員や生活支援コーディネーターが、小地域ネットワークのより効果的な活動の展開と、情報交換、意見交換の場となる会議に参加します。

取り組み事項

- 地域包括支援センターが適切な事業運営を行うために運営協議会を開催
- きめ細やかな相談・支援行うため、ニーズに対応できるよう情報収集等に務める
- 情報共有や個別検討、介護支援専門員のスキルアップのため地域ケア会議を開催
- 日常生活上の課題把握と解決策を住民とともに検討する地域座談会を開催
- 住民との情報交換、意見交換を行うため小地域ネットワーク活動推進会議に参加

(2) 介護予防・生活支援サービス事業の充実

①介護予防・生活支援サービス事業の実施

要支援認定者及び二次予防事業対象者に実施している「第1号訪問事業」「第1号通所事業」のサービスの充実を図ります。

②一般介護予防事業（介護予防普及啓発事業）の実施

一般高齢者や二次予防事業対象者の生きがいと社会参加を促進し、社会的孤独感の解消と自立生活の助長及び要介護状態になることを予防するため、生きがいディサービスを実施します。

③一般介護予防事業（地域リハビリテーション活動支援事業）の実施

地域密着型通所介護及び生きがいディサービスに療法士を招き、リハビリテーションを活用した運動機能等の改善教室を実施します。

④健康教室・認知症介護予防教室「南ふ・はつらつ俱楽部」の実施

地域の高齢者がより元気に過ごすことができるよう、運動機能の向上や認知症予防を図るための運動教室を、隔週で幾寅、金山、下金山地区で実施します。

⑤地域介護予防活動支援事業「ふまねっと教室」の実施

高齢者が地域活動の担い手として社会参加できる機会として、地域活動や介護予防の普及を目的に生きがいディサービス、ディサービス、老人クラブ等で実施します。

また、ふまねっとサポーターを養成して、相互の交流と情報交換を図るとともに、ふまねっと運動の技術向上を図ります。

⑥生活総合機能改善機器（通信カラオケ機器）を利用した事業の実施

生活総合機能改善機器を利用して、より専門的かつ楽しみながら「運動・口腔・認知」機能の予防及び改善事業を実施します。

取り組み事項
○介護予防・生活支援サービス事業（第1号訪問事業、第1号通所事業）の実施
○生きがいディサービスの実施
○専門的知見を有する理学・作業療法士によるリハビリテーションの実施
○運動機能向上及び認知症予防事業「南ふ・はつらつ俱楽部」の実施
○地域介護予防活動支援事業「ふまねっと教室」の実施及びサポーターの養成
○生活総合機能改善機器を使用して、「運動・口腔・認知」機能の向上・改善を図る

(3) 認知症施策の推進

認知症施策推進大綱の5つの柱を踏まえた取り組みを推進します。

認知症施策推進大綱の5つの柱

- ①普及啓発・本人発信支援
- ②予防
- ③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- ④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
- ⑤研究開発・産業促進・国際展開

①認知症に関する正しい知識の普及・啓発

認知症の知識や対応方法を学ぶ機会として、認知症サポーターの会「笑笑笑」を定期開催します。

②認知症の方とその家族への支援相談活動

認知症の方とその家族を対象に、茶話会で交流を図り、認知症の知識提供と認知症等の相談を受ける機会として、認知症の方と家族の会（オレンジカフェ）を定期開催します。

③軽度認知症早期対応システムの活用

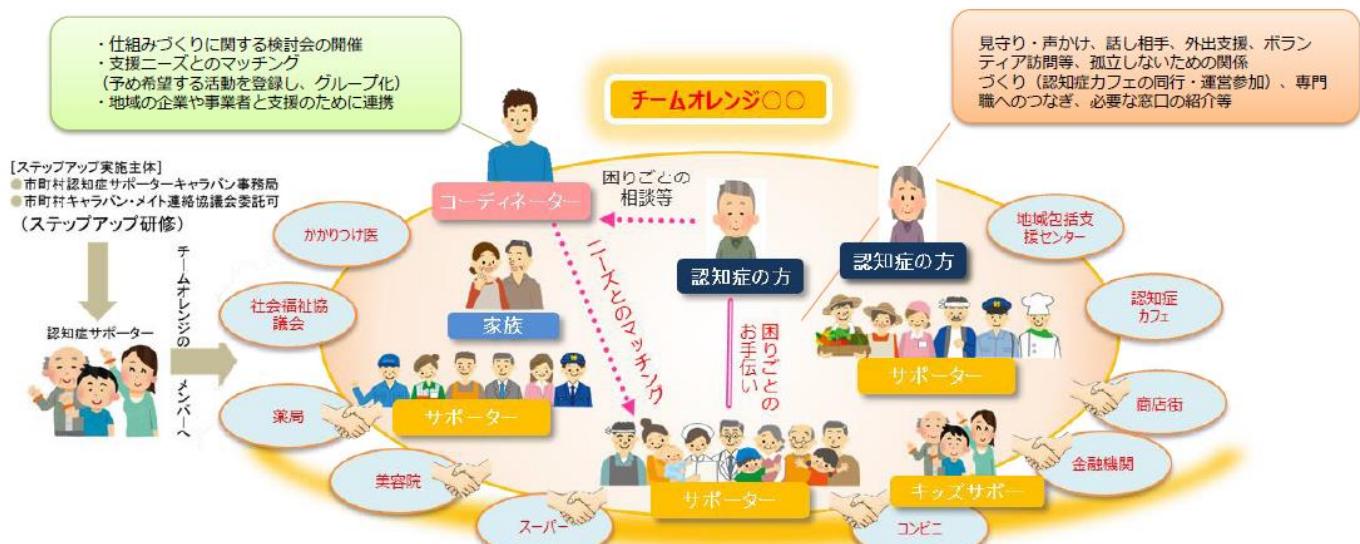
軽度認知症の方を早期発見するため、40歳以上の町民を対象にインターネット回線を使用しタブレットで対面式によるスクリーニングテストを実施します。

④RUN伴（認知症への理解を深める啓蒙啓発活動）

日本全国を縦断しながら認知症への理解を深める啓蒙啓発活動として、認知症と接点がなかった住民と認知症の方とその家族、医療福祉関係者が集まりタスキをつなぎます。落合地区を始点に徒步、カヌー等で移動し終点の下金山地区まで周知活動を行います。

⑤認知症サポーターが中心となり地域で生活する認知症の方や家族の支援体制の整備

認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の方やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みチームオレンジの体制を整備します。



⑥認知症初期集中支援推進事業

認知症になっても、住み慣れた地域で住み続けられるよう、認知症の方やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームを設置し、早期診断・対応に向けた支援体制を構築します。

取り組み事項

- 認知症の知識・対応方法を学ぶ機会として、認知症サポーターの会「笑笑笑」を開催
- 認知症の知識習得と認知症等の相談対応する機会として、オレンジカフェを開催
- 軽度認知症の方を早期発見するため、軽度認知症早期対応システムを活用
- 認知症への理解を深める啓蒙啓発活動としてRUN 伴に参加
- 認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の初期の困難な課題に対応

(4) 在宅医療・介護連携

高齢者が疾病を抱えても、住み慣れた自宅等で療養し、自分らしく生活できよう次のアからクに掲げる在宅医療・介護連携の推進を図ります。

- ア. 地域の医療・介護の資源の把握
- イ. 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ウ. 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- エ. 医療・介護関係者の情報共有の支援
- オ. 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- カ. 医療・介護関係者の研修
- キ. 地域住民への普及啓発
- ク. 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

「わたしの町の夜カフェ」の実施

支援を必要とする高齢者が抱える多様で複雑な課題やニーズを、医療、介護、福祉、行政など多岐に渡る分野を超えて、関係者がお互いに連携を図り、課題に向き合いより良い解決を図るため、「わたしの町の夜カフェ」を実施します。

取り組み事項

- 在宅医療・介護連携推進事業「わたしの町の夜カフェ」を開催

(5) 高齢者の見守り・安心生活の支援

①高齢者見守りシステム設置事業と集落支援員の配置

民生委員、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、医療機関と連携を図り、高齢者単身世帯等で見守りが必要と判断した方に、高齢者見守り用の機器設置を推奨し、専門の緊急コールセンターと携帯電話回線を利用して日常的に安否確認や急病、事故等の緊急時に対応して、高齢者の日常生活の安全確保と精神的な不安解消を図ります。

また、高齢化率が50%を超えている金山地区については、集落支援員を配置し高齢者が安心して日常生活を営める見守り体制の充実を図ります。

②在宅福祉サービスの提供

現行制度を継続し、高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活が続けられるよう、民生委員、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、医療機関等と連携を図り、在宅福祉サービスの利用が適当と判断した場合は、対象者に速やかに説明を行いサービス利用に繋げます。

取り組み事項

- 見守りが必要と判断する高齢者住宅に高齢者見守りシステムを設置
- 高齢化率の最も高い金山地区に集落支援員を配置し定期的な見守り体制を確保
- 関係機関と連携を図り、在宅福祉サービス事業の継続

(6) 安心できる住まいの確保

①「高齢者生活福祉センター」の継続運営

高齢者に対して介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供する施設で、独立した生活に不安がある高齢者が、安心して健康で明るく生活を送れるように、「くるみ園」と「和楽園」を継続運営します。

②公営住宅関連施策の推進

南富良野町住生活基本計画及び南富良野町公営住宅等長寿化計画に基づき、高齢者が安心して暮らせる公営住宅の確保に努めます。

③高齢者数や利用状況、他計画との整合性等を見極めながら、北海道・介護事業者と連携を図り、特別養護老人ホーム一味園の老朽化等に伴う介護保険施設（事業所）の整備に対する支援に努めます。

取り組み事項

- 健康自立型の高齢者向け福祉施設「高齢者生活福祉センター」の継続運営
- 南富良野町住生活基本計画及び南富良野町公営住宅等長寿化計画に基づく、高齢者向け公営住宅の確保
- 高齢者数や利用状況等を把握し、北海道・介護事業者と連携を図り、特別養護老人ホーム一味園の老朽化等に伴う介護保険施設（事業所）の整備に対する支援の実施

4 介護給付適正化の推進

(1) 介護給付等適正化事業

①介護認定の適正化

新規認定者の認定調査は町職員が行っていますので、定期的な調査員研修会への参加や認定調査員向けの学習支援システム「e ラーニングシステム」を活用し、調査の質の確保に努めます。

認定調査を委託する場合は、調査結果を職員が点検し、必要に応じて指導を行います。委託事業者に対しては、調査員研修会等への受講を勧奨し調査の質の確保に努めます。

また、介護認定審査会の委員には都度研修会の案内を送付し、参加を促します。

②ケアプランの点検

地域ケア会議において、ケアプランを参加者（医療関係者、介護事業所等）で検証を行い、介護支援専門員の資質の向上や課題の解決を行います。

③縦覧点検・医療情報との突合

医療情報との突合による請求実績の確認を行います。

④住宅改修等の点検

住宅改修については、事前・事後の提出書類による点検を行い、適正化に努めます。

また、福祉用具については、購入前の提出書類による点検を行い、適正化に努めます。

⑤介護給付費通知

介護サービス利用者の介護給付費を通知することで、不正請求等がないか、サービス利用票や領収書と照らし合わせて確認することを促すことで、不正の発見や給付の適正化につなげる取り組みです。今後、費用対効果を検証しながら実施を検討します。

⑥ケアマネジメントの質の向上

地域ケア会議に参加する介護支援専門員の作成したケアプランを、他の参加者（医療関係者、介護事業所等）に事前配布し検証を行い、介護支援専門員の資質の向上や課題の解決を行います。

⑦介護保険制度等の周知

65歳到達時に被保険者を交付する際、保険料の年金天引き、口座振替などの徴収方法について説明を行います。

また、介護認定申請などの際に改めて詳細な制度や適切なサービスの利用方法を説明し、制度改正などの重要な情報は隨時広報等に掲載し、情報提供の充実に努めます。

また、自ら情報を入手することが困難な高齢者に対して、地域ケア会議等で関係機関と福祉サービスの情報を共有し、適切な情報提供を行うことで必要なサービスに接続します。

取り組み事項

- 介護給付費適正化事業（認定調査状況のチェック、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、医療情報との対応、介護給付費の通知）の推進
- 介護支援専門員の資質向上を図るため、研修会への参加や地域ケア会議で医療、介護、福祉の関係職員が検証を行う
- 65歳到達に介護保険料の徴収方法の説明、口座振替の勧奨を行う
- 介護認定申請などの際には詳細な制度や適切なサービスの利用方法を説明
- 制度改革などの重要な情報は随時広報等に掲載し、情報提供に努める

（2）サービス事業所等の指導・監督

平成19年度より北海道より権限移譲を受けており、町が指定するサービス事業者に対し定期的な実地指導等の実施及び運営推進会議（地域密着型サービス事業所のみ）の出席等を通じて、利用者の立場に立った適切なサービスの提供や事業所運営が行われるように、助言・指導を行います。

サービス事業者による運営基準違反や介護報酬の不正請求、また、利用者への虐待行為等が疑われる場合、制度に則って、適正な指導・監督を行い、必要に応じて行政処分等を行います。

実地指導は、在宅介護サービス事業所と地域密着型サービス事業所が3年に1回、介護老人福祉施設が2年に1回を基本に行います。

指導監督業務を適正に行うためには、担当職員が十分に制度及び手法を理解する必要がありますので、定期的に指導監督業務の研修会に参加し、資質向上に努めます。

取り組み事項

- 高齢者の尊厳を保持し、良質なケアが提供される体制を継続させるため、定期的に実地指導を行う
- 指導監督業務を適正に行うため、町職員の定期的な研修会への参加
- 高齢者への虐待を防止するため、利用者への虐待行為等が疑われる場合の随時対応
- 実地指導等を行う担当職員の定期的な研修会への参加

（3）災害や感染症対策に係る体制の整備

①災害に係る体制の整備

地域防災計画を令和2年3月に改定し、計画に即した防災体制の確立を図ってきました。平成28年8月の水害後には2度ハザードマップを改定し、都度町民に配布しています。

また、令和3年度中には避難所の情報更新、水位計の設置等を盛り込んだハザードマップの改定を予定しています。

平成29年に水防法等の一部が改正され、市町村地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務づけられたことから、該当となる特別養護老人ホーム一味園は計画を策定しています。

介護事業所の災害時における対応に関するマニュアルの整備など、地域の特性にあった災害対策の促進を働きかけます。また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び避難訓練の実施にあたり協力・助言を行います。

②感染症に係る体制の整備

医療や福祉、介護関係の事業所等に対し、感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的に確認するとともに、各種ガイドラインに沿った感染予防、感染拡大防止の対策を促していきます。

さらに、介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務にあたることができるよう、各種研修会への参加など、関係機関等との連携・協力を図ります。

取り組み事項

- 介護事業所の災害時における対応に関するマニュアル整備等の災害対策を促進
- 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び避難訓練の実施に伴う協力・助言
- 介護事業所で感染症が発生しても、サービス継続の備えがあることを定期的に確認
- 介護事業所が感染症対策を正しく理解するよう、各種研修会への参加を促す

5 質の高いサービス提供等

(1) 生きがいデイサービス等の介護職員に対する療法士による技術的指導

生きがいデイサービスや介護予防・生活支援サービス事業実施事業者に、専門的知見を有する理学・作業療法士を招き、介護従事者等を指導いただきスキルアップを図ります。

取り組み事項

- 生きがいデイサービス等への理学・作業療法士の派遣

(2) 人材の確保

ニーズの変化や諸状況の変化などに対応する必要なサービスの検討や、介護職員等の人材不足に対して介護事業者と連携を図り検討します。

取り組み事項

- 介護職員等の人材不足の対策を検討するため、「福祉担い手対策会議」を開催
- 介護の支えとなる人材育成のため、介護職員初任者研修の修了者に費用助成を行う

(3) 介護現場における業務の効率化

介護現場における業務仕分けやロボット・ＩＣＴの活用等による業務改善を図ります。

介護現場の業務効率化（文書負担軽減）を支援するため、国や道と連携し、申請様式・添付書類や手続きの簡素化や、ＩＣＴ等の活用等によるペーパーレス化等を検討します。

取り組み事項

- 地域医療介護総合確保基金（介護人材分）を活用したＩＣＴ導入を支援
- 指定申請、報酬請求、指導監査等の書類の簡素化

6 自立支援・介護予防・重度化防止の推進

自立支援や介護予防・重度化防止へ向け具体的な目標の設定を行い、制度や事業の普及啓発など、地域の実態や状況に応じた取り組みを推進します。

また、介護予防事業はその制度や事業参加による介護予防効果について、一層の周知を図るとともに、高齢者の健康増進・介護予防に対する多様なニーズに対応した事業の展開を図っていきます。

(1) 自立支援・重度化防止に向けた目標設定

第8期計画の策定にあたり、介護保険の理念である自立支援・重度化防止に向けた取り組みを推進するため、町における共通の目標を設定し関係者間で共有し、達成に向けた具体的な計画を作成して、評価・見直しを行うことが重要です。

本町においても、町の実情に応じた目標を設定し、年度ごとに計画の進捗状況を評価し、事業の実施内容・方法等の見直しを行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要介護認定率	19%	19%	19%
特定健診受診率	70%	70%	70%
後期高齢者健診受診率	30%	30%	30%
特定保健指導実施率	70%	70%	70%
後期高齢者健診(ハイリスク対象者)の事後指導	100%	100%	100%
健康教育・認知症予防教室の実施回数 (南ふ・はづらつ倶楽部)	70回	70回	70回
認知症サポーターの養成人数	20人	20人	20人
地域ケア会議開催回数	12回	12回	12回

7 介護保険サービス量の見込み

(1) 在宅介護（予防）サービス量の見込み

①訪問介護

居宅において、入浴・排せつ・食事等の身体介護や、調理・掃除・洗濯等の生活援助等が受けられるサービスです。

第7期計画では、概ね400回で想定していましたが、実績値は約半分の値となっておりますので、下記の値で想定いたします。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数（月）	25	25	25
利用回数（月）	186	186	186
給付費（千円/年）	6,433	6,437	6,437

②訪問看護・介護予防訪問看護

疾患等を抱えている方が居宅において、看護師等から療養上の世話や診療の補助が受けられるサービスです。

第7期計画は22回で想定していましたが、令和元年度以降増加傾向にありますので、40回で想定いたします。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数（月）	8	8	8
利用回数（月）	40	40	40
給付費（千円/年）	2,564	2,566	2,566

③訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

居宅での日常生活行為を向上させる訓練を必要とする方が、作業療法士等によるリハビリテーションを居宅で受けられるサービスです。

第7期計画では18回で想定しており、直近の利用回数も概ね同様の値になっておりますので、18回で想定いたします。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数（月）	5	5	5
利用回数（月）	18	18	18
給付費（千円/年）	612	612	612

④居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

居宅において、医師や薬剤師等から療養上の管理及び指導が受けられるサービスです。

第7期計画では3人で想定していましたが、高齢者生活福祉センター（くるみ園）入居者の利用が令和2年度から増えており、10人で想定いたします。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数(月)	10	10	10
給付費(千円/年)	1,243	1,244	1,244

⑤通所介護（デイサービス）

入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談と助言、健康状態の確認、その他必要な日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。

第7期計画では令和2年度を7日で想定していましたが、直近の利用日数はそれを上回っているため、12回で想定いたします。

なお、町内には対象事業所はありませんが、町外の有料老人ホーム等に入居されている方が利用しています。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数(月)	2	2	2
利用回数(月)	12	12	12
給付費(千円/年)	868	868	868

⑥通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

老人保健施設や病院等において、心身の機能の維持回復と日常生活の自立を図るため、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを受けられるサービスです。

第7期計画では利用者なしで想定しており、実績も3カ年度内ではありませんので、引き続き利用者0人で想定いたします。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用回数(月)	0	0	0
給付費(千円/年)	0	0	0

⑦短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホームや老人短期入所施設等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事等の介護、他の日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。

第7期計画では利用日数を135日で想定していましたが、町内の特別養護老人ホームは人員確保に苦慮している状況にあり、毎年度利用日数は減少していますので、利用日数は40日で想定いたします。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数(月)	4	4	4
利用日数(月)	40	40	40
給付費(千円/年)	4,002	4,004	4,004

⑧短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期入所し、看護、その他の必要な医療と日常生活上の世話等が受けられるサービスです。

第7期計画では利用日数を想定していませんでしたが、令和元年度以降実績がありますので、直近の利用日数3日で想定いたします。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数(月)	1	1	1
利用日数(月)	3	3	3
給付費(千円/年)	372	373	373

⑨特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

養護老人ホーム、有料老人ホーム等の特定施設に入所する要支援者・要介護者が、入浴・排せつ・食事等の介護や、その他の日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。

第7期計画では6人で想定していましたが、令和元年度以降の利用者は10人で推移しているため、10人で想定いたします。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数(月)	10	10	10
給付費(千円/年)	22,536	22,548	22,548

⑩福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

日常生活の便宜を図り、自立を助けるための歩行器や歩行補助つえ等の介護予防に資する福祉用具を貸与するサービスです。

第7期計画では令和2年度を30人で想定していましたが、実績はわずかに上回ることが想定されるので、若干増の31人で想定いたします。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数(月)	31	31	31
給付費(千円/年)	3,487	3,433	3,433

⑪住宅改修・介護予防住宅改修

居宅における日常生活の自立のため、手すりの取り付けや床等の段差解消の工事等を行う際、その費用（20万円を限度）の一部（利用者負担割合に応じて）を補助するサービスです。

第7期計画は5人で想定しており、実績も概ね同様の値となっていますので、利用者5人で想定いたします。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数（年）	5	5	5
給付費（千円/年）	480	480	480

⑫特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

日常生活の便宜をはかり、自立を助けるための福祉用具のうえ、貸与になじまない入浴や排せつのための用具の購入費（年間10万円を限度）の一部（利用者負担割合に応じて）を補助するサービスです。

第7期計画では7人で想定していましたが、直近の利用者2人で想定いたします。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数（年）	2	2	2
給付費（千円/年）	72	72	72

⑬住宅介護支援・介護予防支援

介護サービス等を適切に利用できるよう、居宅介護支援事業者等が、要介護者等の依頼を受けて介護サービス計画書（ケアプラン）を作成するとともに、サービス等の提供が十分に行われるよう事業者との連絡調整等を行うサービスです。

第7期計画では平成30年度の55人から毎年度1人減で想定し、実績も概ね同様の値となっていますので、直近の利用者52人で想定いたします。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数（月）	52	52	52
給付費（千円/年）	7,567	7,607	7,654

(2) 地域密着型サービス量の見込み

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と臨時の対応を行うサービスです。

第7期計画では利用者を想定していませんでしたが、令和元年度以降実績がありますので、直近の利用者1人で想定いたします。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数(月)	1	1	1
給付費(千円/年)	1,267	1,268	1,268

②地域密着型通所介護（定員18名以下のデイサービス）

入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談と助言、健康状態の確認、その他必要な日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。

第7期計画中の利用者が継続利用することが見込まれるので、利用人数及び回数を下記のとおり想定いたします。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数(月)	33	33	33
利用回数(月)	308	308	313
給付費(千円/年)	22,573	22,586	23,102

③認知症対応型共同生活介護

認知症の要支援・要介護者が身近な施設（グループホーム）において少人数（9人まで）で共同生活を送りながら、家庭的な環境のもとで入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。

第7期計画では、利用者1人で想定しましたが、直近の利用者3人で想定いたします。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数(月)	3	3	3
給付費(千円/年)	10,003	10,009	10,009

(3) 介護施設サービス量の見込み

①介護老人福祉施設

入浴、排せつ、食事等の日常生活介護のほか、機能訓練等のサービスを受けられる施設であり、原則として要介護3以上の介護認定者が対象となります。

町内の特別養護老人ホームは人員確保に苦慮している状況にあり、直近の利用者38人で想定いたします。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数(月)	38	38	38
給付費(千円/年)	118,438	118,503	118,503

②介護老人保健施設

医療施設等での治療を終え状態が安定している要介護者が入所し、医師や看護師、介護福祉士等から在宅生活を送るための看護や介護、リハビリテーションが受けられる施設です。

第7期計画では利用者を0人で想定していましたが、平成30年度から令和2年度まで実績があり、直近の利用者の状況から4人で想定いたします。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数(月)	4	4	4
給付費(千円/年)	12,925	12,933	12,933

③介護療養型医療施設・介護医療院

緊急を要する治療を終え、長期の療養を必要とする要介護者が入所し、医師や看護師等から看護や介護、リハビリテーションが受けられる施設です。

介護療養型医療施設は随時介護医療院に転換されていますが、令和6年3月末での経過措置期間を経て、全て転換されます。

直近の利用者1人が継続利用することが見込まれるので、下記のとおり想定いたします。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数(月)	1	1	1
給付費(千円/年)	5,149	5,152	5,152

(4) 地域支援事業の見込み

高齢者が要介護又は要支援状態になることを予防し、社会に参加しつつ地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。

- ・介護予防・日常生活支援総合事業

令和2年度の事業実施状況に基づき、下記のとおり事業量を見込みました。

①第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）

居宅において、入浴・排せつ・食事等の身体介護や、調理・掃除・洗濯等の生活援助等が受けられる事業です。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人数(月)	12	12	12
事業費(千円/年)	2,490	2,490	2,490

②第1号通所事業（通所介護相当サービス）

入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談と助言、健康状態の確認、その他必要な日常生活上の世話や機能訓練等が受けられる事業です。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人数(月)	16	16	16
事業費(千円/年)	4,914	4,914	4,914

③介護予防ケアマネジメント

要支援者、二次予防事業対象者が上記の事業を適切に利用できるよう、地域包括支援センターが、要利用計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス等の提供が十分に行われるよう事業者との連絡調整等を行う事業です。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人数(月)	18	18	18
事業費(千円/年)	1,039	1,039	1,039

④地域リハビリテーション活動支援事業

「富良野協会病院」及び「老人保健施設ふらの」と療法士派遣の契約を結び、通所サービス事業所や住民主体の通いの場へ派遣し、日常生活動作の個別評価や機能改善運動等の指導を行い、介護予防への意識を高めるための事業です。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回数(年)	12	12	12

(5) 保険給付費の見込額

①介護給付費（見込額）

(単位：千円)

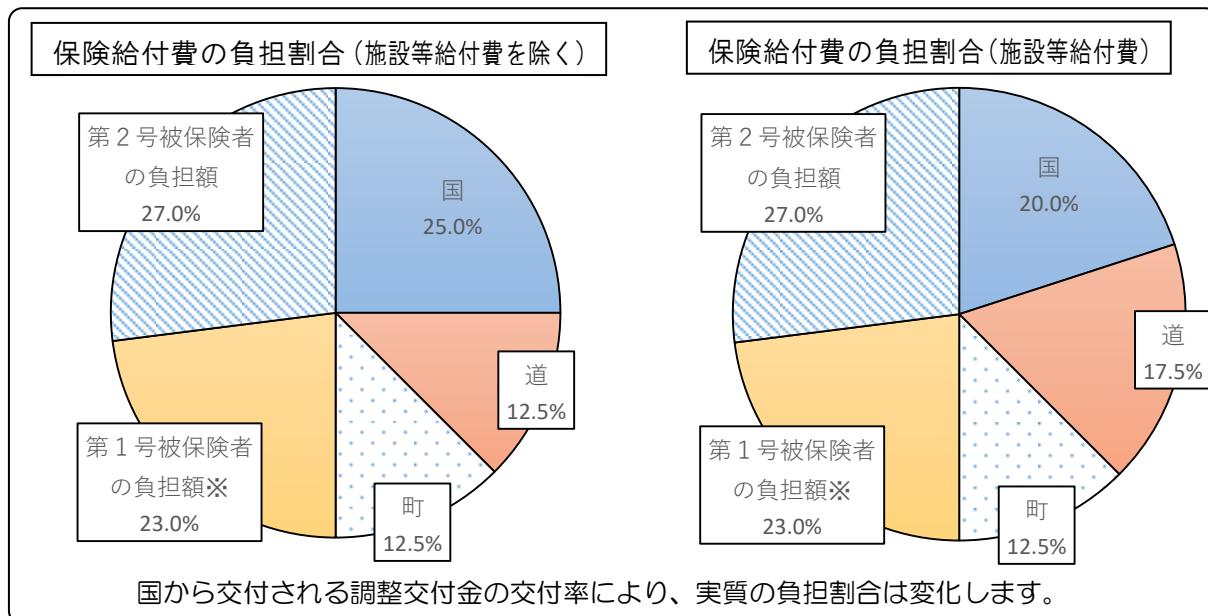
サービス種類	第8期見込額			推計	
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
1. 居宅サービス					
訪問介護	6,433	6,437	6,437	6,173	5,645
訪問看護	2,564	2,566	2,566	2,566	2,566
訪問リハビリ	612	612	612	612	612
居宅療養管理指導	1,243	1,244	1,244	1,244	1,244
通所介護	868	868	868	868	868
通所リハビリ	0	0	0	0	0
短期入所生活介護	4,002	4,004	4,004	4,004	4,004
短期入所療養介護	372	373	373	373	373
特定施設入所者介護	22,536	22,548	22,548	22,548	22,548
福祉用具貸与	3,487	3,433	3,433	3,253	2,891
住宅改修	480	480	480	480	480
福祉用具購入	72	72	72	72	72
計	42,669	42,637	42,637	42,193	41,303
2. 地域密着型サービス					
定期巡回・臨時対応型訪問介護看護	1,267	1,268	1,268	1,268	1,268
地域密着型通所介護	22,573	22,586	23,102	22,360	19,698
認知症対応型共同生活介護	10,003	10,009	10,009	10,009	10,009
計	33,843	33,863	34,379	33,637	30,975
3. 介護保険施設サービス					
介護老人福祉施設	118,438	118,503	118,503	121,349	118,503
介護老人保健施設	12,925	12,933	12,933	12,933	12,933
介護医療院（介護療養型医療施設）	5,149	5,152	5,152	5,152	5,152
計	136,512	136,588	136,588	139,434	136,588
4. 居宅介護支援					
介護サービス総給付費	220,591	220,695	221,258	222,738	215,862

8 介護保険料の算出

(1) 保険給付費の負担割合

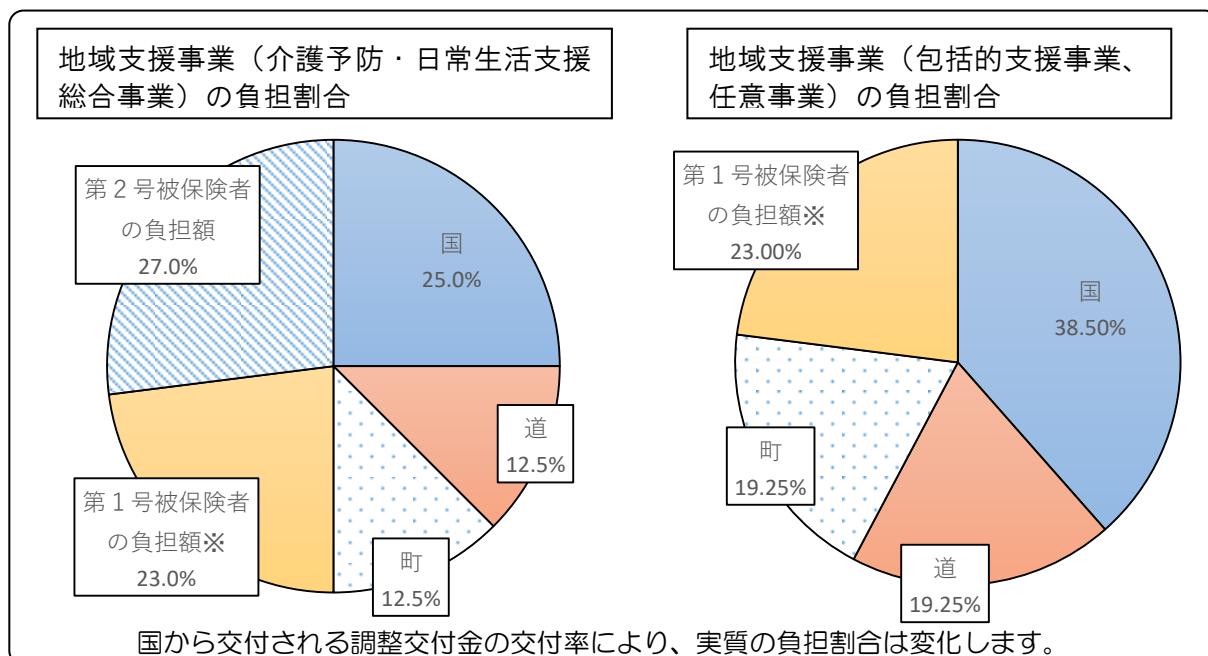
介護保険給付費の負担割合は50%を公費、残り50%を被保険者の保険料とすることと定められています。

また、被保険者の負担分については、全国の第1号被保険者と第2号被保険者の見込み数の割合に応じて、3年ごとに負担割合の見直しが行われます。第8期の第1号被保険者負担割合は23%、第2号被保険者負担割合は27%となっています。



(2) 地域支援事業費の負担割合

地域支援事業の財源は、保険給付費と同様に、介護保険料と公費で構成されます。介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の3事業の負担割合は、次のとおりです。



(3) 保険給付費等の見込額

①標準給付費見込額

(単位：千円)

サービス種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
1. 居宅サービス（居宅介護支援含む）	50,236	50,244	50,291	150,771
2. 地域密着型サービス	33,843	33,863	34,379	102,085
3. 介護保険施設サービス	136,512	136,588	136,588	409,688
4. その他給付費	23,177	21,915	21,773	66,865
特定入所者介護サービス費等給付額	18,956	17,688	17,574	54,218
高額介護サービス費等給付額	4,030	4,035	4,008	12,073
高額医療合算介護サービス費等給付額	22	22	23	67
算定対象審査支払手数料	169	170	168	507
標準給付費（1+2+3+4）	243,768	242,610	243,031	729,409

②地域支援事業費見込額

(単位：千円)

サービス種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
介護予防・日常生活支援総合事業費	11,661	11,661	11,661	34,983
包括的支援事業費（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	2,956	2,956	2,956	8,868
包括的支援事業費（社会保障充実分）	2,216	2,216	2,216	6,648
合計	16,833	16,833	16,833	50,499

(4) 介護保険料基準額（月額）の算定方法

介護保険料基準額（月額）の算定方法は次のとおりです。

標準給付費見込額	729,409,314	①
地域支援事業費見込額	50,499,000	②
合計	779,908,314	③=①+②
第1号被保険者負担率	23%	④
第1号被保険者負担分相当額	179,378,912	⑤=③×④
調整交付金相当額	38,219,616	⑥
調整交付金見込額	79,449,000	⑦
保険料収入必要額	138,149,528	⑧=⑤+⑥-⑦
予定保険料収納率	99%	⑨
第1号被保険者数 (所得段階別加入割合補正後被保険者数)	2,128	⑩
介護保険料基準額（年額）	65,576	⑪=⑧÷⑨÷⑩
介護保険料（月額）※100円未満切り捨て	5,400	⑫=⑪÷12カ月

(5) 第1号被保険者介護保険料所得段階

所得段階	対象者	負担割合	介護保険料(単位:円)
1	生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者（住民税非課税世帯に限る）、住民税非課税世帯で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.3 (軽減前0.5)	19,400
2	住民税非課税世帯で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	基準額×0.5 (軽減前0.75)	32,400
3	住民税非課税世帯で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	基準額×0.7 (軽減前0.75)	45,300
4	住民税課税世帯で、本人が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.9	58,300
5	住民税課税世帯で、本人が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額	64,800
6	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2	77,700
7	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上で200万円未満の方	基準額×1.3	84,200
8	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上で300万円未満の方	基準額×1.5	97,200
9	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の方	基準額×1.7	110,100

※合計所得金額とは、1年間の収入額から必要経費などを差し引いた額で、年金収入のみの方であれば、「年金収入額－公的年金等控除＝合計所得金額」です。年金以外に所得があれば、他の所得も合せたものを合計所得金額とします。「合計所得金額」は、基礎控除などの所得控除をする前の額です（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額）。

(6) 低所得者に対する支援策

①公費負担による軽減

介護保険法の改正により、平成27年度から消費税を財源とする低所得者の保険料を軽減する仕組みが設けられています。令和3年度以降も継続される見通しで、本町も国の基準に準じて第1段階から第3段階の料率を上記表のとおり軽減します。

軽減に係る公費の負担割合は、国1/2、道1/4、町1/4となっています。

②介護保険負担限度額の認定

住民税非課税世帯の方で一定の条件を満たす場合に、介護保険施設、短期入所サービスの利用における食費・居住費（滞在費）の負担について限度額が設定され、限度額を超える分は特定入所者介護（予防）サービス費として補足給付されます。

③社会福祉法人等による利用者負担軽減

社会福祉法人等が運営している特別養護老人ホーム等のサービスについて、法人が特に生計維持することが困難な低所得者に対して利用者負担を軽減した場合に、町がその費用の一部を公費で補う制度です。

第7章 計画の推進に向けて

1 計画の推進

本計画の推進あたっては、町保健福祉課が事務局となり、町社会福祉協議会や医療機関等、各関係機関と連絡・調整を図りながら計画書に基づく事業等を推進していきます。

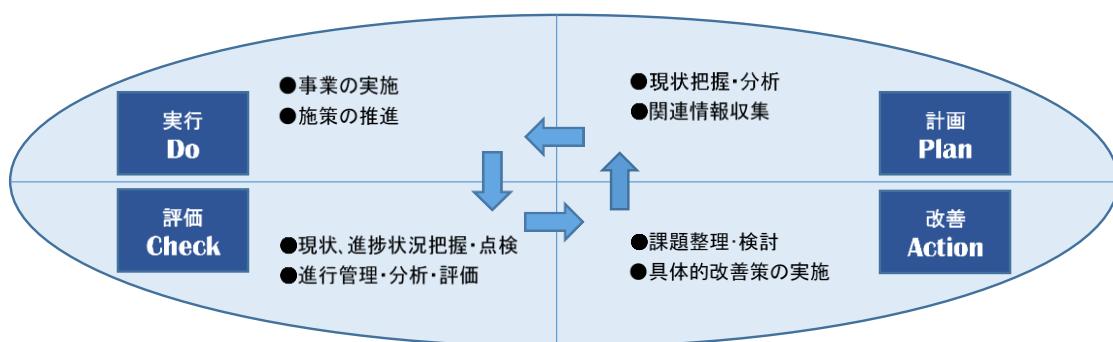
地域包括ケアの実現に向けた取り組みは、地域包括支援センターの機能と役割が重要となることから、十分に連携を図り、地域包括支援センター運営協議会において、各事業の円滑な実施とその中立性・公平性の観点から評価をいただき、適正な計画を推進します。

2 計画の進捗管理

本計画の進捗管理に関しては、PDCAサイクルの考え方に基づき、関係各課及び関係機関による進行管理を行い、評価、施策や事業に係る課題の整理・検討を基に、推進方法等を適宜、強化・見直しを行います。

また、計画を主管する保健福祉課介護医療係だけでなく、庁内の関係課が連携し、施策・事業を展開していく必要があります。

そのためにも、地域福祉をはじめ健康づくり、生涯学習・スポーツ、住宅政策、防災などの関係課間の連携強化を進め、情報共有や施策・事業の調整を行います



計画作成委員会

1 南富良野町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会

職名	区分	住所	氏名	職業
委員長	保健医療福祉に携わる者	東鹿越	中村 義博	町立幾寅診療所長
副委員長	保健医療福祉に携わる者	幾寅	沢田 正人	町立歯科診療所長
	保健医療福祉に携わる者	幾寅	小川 智絵	社会福祉協議会 南富良野町地域ケアセンター 「ほのぼの」管理者※居宅介護支援事業所
	介護保険被保険者	幾寅	新田 信一	第1号被保険者
	関係団体代表	幾寅	大友 忠雄	社会福祉協議会事務局長 地域包括支援センター長
	関係団体代表	幾寅	山内 茂樹	民生委員児童委員協議会副会長
	関係団体代表	金山	辻澤 廣	南富良野町身体障害者福祉協会会长
	介護保険事業者代表	金山	菅原 輝晃	特別養護老人ホーム「ふくしあ」総務課長
	障がい者事業者代表	幾寅	熊谷 力	障がい者支援施設「こざくら園」総括課長

2 作成委員会の検討経過

回数	開催時期	協議内容（予定）
第1回	令和3年1月12日	<ul style="list-style-type: none">○委嘱状の交付、委員長、副委員長選出○高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について<ul style="list-style-type: none">・計画策定の背景、計画の位置づけ・期間・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査結果・人口の状況、高齢者世帯の状況、高齢者等の将来推計・高齢者の取り巻く現状・介護保険事業の実施状況（H30～R2）○障がい福祉計画について<ul style="list-style-type: none">・計画策定の背景、計画の位置づけ・期間・障がい福祉サービスの提供状況（H30～R2）○計画作成委員会のスケジュール
第2回	令和3年2月4日	<ul style="list-style-type: none">○高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について<ul style="list-style-type: none">・介護サービス見込量（R3～5）の中間値（推計）・介護保険料の仮設定・基本理念・目標の設定、基本目標に基づく施策、基本計画○障がい福祉計画について<ul style="list-style-type: none">①障がい福祉サービス見込み量（R3～5）の中間値（推計）②障がい福祉計画の成果目標の設定③障がい福祉サービス・地域生活支援事業・障がい児通所支援等の各種サービス確保の方策
第3回	令和3年3月24日	○計画書（案）について

南富良野町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会設置要綱

(設置)

第1条 本町の高齢者が健康で、生きがいをもって暮らすことができるまちづくり及び介護保険事業に係る保険給付の円滑かつ適正な実施を確保するにあたり、各分野の立場から総合的な意見を聴き、南富良野町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の作成（見直し）をするため、南富良野町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について調査、検討を行い、計画案を作成する。

- (1) 高齢者保健福祉計画の見直しに関する事項
- (2) 介護保険事業計画の見直しに関する事項
- (3) その他高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は10名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表者
- (3) 保健・医療・福祉に携わる者
- (4) 介護保険被保険者（第1号・第2号）
- (5) 介護保険事業者
- (6) 町長が認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該計画書案の作成をもって満了とする。

2 欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を總理し会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて召集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、有識者等を出席させて意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(費用弁償)

第8条 委員会の委員には、報酬及び費用弁償を支給する。

2 報酬及び費用弁償の支給は、南富良野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の定めるところによる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年12月11日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う